

障がいがあるから

嫌な思いをした

悔しい思いをした

理不尽な対応を受けた

不利益にあつかわれた

1,000 人を超える人たちの想い

福岡市に障がい者
差別禁止条例をつくる会

福岡市在住の障がいのある
人々の差別体験アンケート

最終報告書

目次

ご挨拶	2
I. 差別体験アンケート調査実施の経緯	3
アンケートの目的	3
調査方法.....	3
アンケートの検討体制	5
II. アンケートを終えて	6
浮かび上がった実態	6
アンケートを踏まえた提言：差別禁止条例の制定を！	6
今後の取組み.....	6
III. 差別体験アンケート調査にもとづく最終報告.....	8
総合的所見.....	8
「障がい」、「障がいのある人」とは	9
“差別”等の類型	9
検討過程における論点とその取扱いについて.....	10
各領域ごとの報告	12
1.福祉・2.医療の領域	12
3.商品・サービス・不動産の領域.....	15
4.建物・交通機関の領域	17
5.労働の領域.....	20
6.教育の領域.....	22
7.情報・コミュニケーションの領域.....	25
8.政治・司法・資格・行政の領域.....	26
さいごに	28
IV. 周りの人や地域・社会の人に理解してもらいたいことや協力してもらいたいこと.....	30
V. 後掲資料	35
「福岡市に障がい者差別禁止条例をつくる会」について	35
アンケート用紙.....	37
障害者の権利に関する条約（日本政府公定訳）2014年1月20日公布	39
障害者基本法（昭和四十五年五月二十一日法律第八十四号）	49
障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十五号）	56
日本国憲法（抜粋）	59
条例ができた地方自治体	60

* 本紙に掲載している事例は、趣旨を端的にお伝えするため一部書き換えを行っております。



ご挨拶

福岡市に障がい者差別禁止条例をつくる会
世話人代表 中原義隆

平成25年8月、40を超す障がい関係団体が集まり、「福岡市に障がい者差別禁止条例をつくる会」が発足しました。差別をなくすことへの無数の思いと期待が集まりました。

何度となく学習会を繰り返し、試行錯誤しながら話し合いを積み重ねてきました。

そうした中、障がい者の差別体験などに関係しての福岡市での実態をまず明らかにしようとアンケート調査を実施しました。

1, 148人の方々に協力いただき、「理不尽な対応」や「不利益に扱われた」経験など具体的な現実が突き付けられました。障がい施策は進んできたものの一人一人の暮らしの中での体験には、この福岡にも本当にたくさんの差別があることがわかりました。そうした差別をなくしてしていくには、実態を広く市民に伝え、障がいへの理解を広めていくことと併せて、障がい者差別をなくしていくための福岡市としての差別禁止条例の必要性も明らかになりました。

昨年2月に、日本でも障害者権利条約が批准され、効力をもつようになりました。障害者権利条約は、障がい者に対する社会側の壁をなくすこと、差別を無くすことを中心課題としました。日本での障がい者問題を考える際の物差しとなった障害者権利条約の内容をこの福岡市の中で具体化する最初の大きな取り組みがこの差別禁止条例づくりです。

この最終報告書の完成に至るまでに、60名を超す障がい当事者・家族・関係者・弁護士が10か月近くの間を掛け、論議を繰り返した上で、まとめました。話し合いの中で色々な違いを乗り越えてきた財産は、これからの条例づくりにもつながるものです。障害者権利条約は、「私たちのことを私たち抜きに決めないで」ということを魂としています。そのことに挑戦してきた取り組みでもありました。

最終報告書には、障がい当事者の切なる思いがあります。ひとりでも多くの市民の皆様が、この最終報告書に目を通されることを願ってやみません。

今後の私たちの取り組みは、この最終報告書であきらかになった福岡市の状況を変え、障がいがある人もない人も共に生きる社会づくりを目指し、障がい者差別禁止条例の実現を目指し、市民の皆様のご理解のもと歩んでいきたいと思っております。

I. 差別体験アンケート調査実施の経緯

アンケートの目的

私たちは、差別禁止条例制定を求めるに先だって、障がい当事者が現にどんな差別を受けているのか、その実態を明らかにする目的でアンケート調査を実施しました。福岡市で生活している障がい当事者に対し、障がいを理由として「いやな思いをした」「悔しい思いをした」「理不尽な対応を受けた」「不利益にあつかわれた」経験について広く尋ね、回答を得ました。対象を「差別」に限定せずこのように広い問いかけにしたのは、当事者が抱えている困難を明らかにするとともに、その背景にある問題を浮かびあがらせるためです。それによって、その根本問題を解決するための差別禁止条例の必要性を鮮明にできるだろうと考えました。

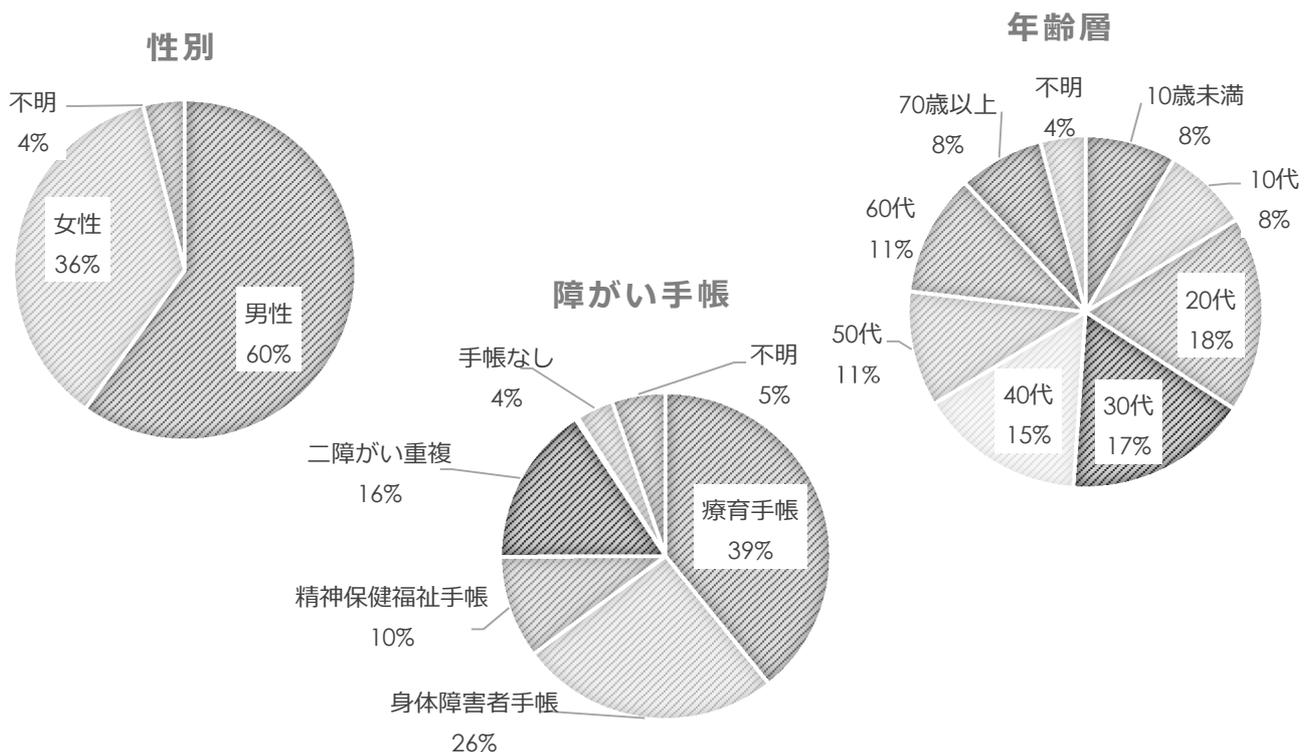
実施主体は、福岡市に障がい者差別禁止条例をつくる会、対象者は、福岡市在住、または福岡市に勤務している障がいのある方およびその家族・関係者です。

調査方法

まず平成 25 年 12 月に、つくる会世話人会のうち数団体に属する障がいのある方及びその家族並びに関係者対象に試行調査を実施し（回答者数 1 2 9 名）、その検討結果を踏まえて本調査を実施しました。回答者数の合計は 1, 148 名、回答事例総数は 1, 132 例に及びました。

末尾添付のアンケート用紙に記載した質問事項を、つくる会に関わっている団体を通じて当事者に配布するとともに、開設したホームページにアンケート回答フォームを設置し、そちらからも自由に回答できるようにしました。回答用紙による収集事業は平成 26 年 4 月 16 日～6 月 21 日、ホームページによる方法は同年 5 月 14 日～7 月 22 日の期間実施しました。わずか 4 ヶ月でこれだけ多数の回答が寄せられた事実そのものが、当事者の問題意識の高さを示しています。

以下に、回答いただいた方の性別、年齢層、障害手帳の区分の分布を示すグラフ、誰と生活しているか、暮らしの場、日中主に過ごす場の分布について表にしたものをお示しします。



年齢層 障害手帳	10歳 未満	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70歳 以上	その他	総計
療育	65	53	106	98	64	31	26	5	3	451
身体	5	2	16	24	25	48	85	79	3	287
精神		4	23	29	33	20	4		3	116
療育/身体	7	26	56	36	34	16	7	1	4	187
療育/精神		1	2	3	10	1				17
身体/精神			1	1	1	1				4
療育/身体/精神			1	2	1					4
その他/不明	1	3	6	6	5	1	4	4	12	42
なし	18	2	6	4	3	5	2			40
総計	96	91	217	203	176	123	128	89	25	1148

年齢層 暮らしの場	10歳 未満	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70歳 以上	その他	総計
家族と同居	96	84	193	161	127	86	96	61	11	915
一人暮らし			6	14	28	26	24	20		118
グループホーム(ケアホームを含む)		3	13	20	9	6	2	2		55
入所施設		2		3	10	4	3	1		23
その他・不明		2	5	5	2	1	3	5	14	37
総計	96	91	217	203	176	123	128	89	25	1148

年齢層 日中の場	10歳 未満	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70歳 以上	その他	総計
幼稚園	5									5
保育所/障害児通園施設	1									1
障がい児通園施設	77		2	4	1					84
通常学級		4	1	2	1					8
支援学級	6	8			1	2				17
支援学校	6	29			3					38
専門学校等		2	1							3
一般就労		1	16	25	23	27	20	5		117
一般就労/通所施設			1			1				2
一般就労/自宅								2	1	3
通所施設	1	39	176	153	121	58	33	7	8	596
不明		3	7	6	7	1	6	8	12	50
入所施設		2		2	10	5	4	4		27
自宅		2	11	9	8	28	61	58	3	180
その他		1	2	2	1	1	4	5	1	17
総計	96	91	217	203	176	123	128	89	25	1148

アンケートの検討体制

つくる会の意思決定機関である世話人会のもとに、5つのアンケート検討部会からなるアンケート実施委員会を設置しました。

実施委員会では、差別が生じる社会生活の領域を10の領域に分類していますが、これを5分野（①福祉・医療 ②商品・サービス・不動産・建物・交通機関 ③労働 ④教育 ⑤情報・コミュニケーション・政治・司法・資格・コミュニティ・社会・その他）に分け直し、各検討部会がひとつの分野の事例を検討するという方法をとりました。分野別に事例を検討することによって、問題が鮮明になると考えたからです。

検討部会のメンバーは障がい当事者、障がい団体関係者、弁護士、社会福祉団体関係者などで、各部会とも概ね10名程度で構成されています。

部会ごとに、ひとつひとつの事例がどの差別類型にあたるか、背景にある問題は何か、その問題を解決するためにはどんな施策が必要なのか検討し、その結果を持ち寄り、さらに実施委員会で議論してとりまとめました。それを、世話人会で検討した上で確定させたものが本報告書となります。

II. アンケートを終えて

浮かび上がった実態

1,148名から寄せられた事例のひとつひとつから浮かびあがってきたのは、障がい当事者が、日常的に生活のあらゆる場面において、さまざまな差別に直面しているという深刻な実態でした。とりわけ業務として障がい当事者に接している福祉窓口担当者、施設職員などから暴言や虐待を受けた事例がいくつも報告されているのは、決して看過できない問題です。悔しい思い、悲しい思いをしながらも、当事者が声を上げることもできず、胸の内に秘めてきた理由のひとつがそこにあると考えました。障害者権利条約にうたわれた理念がこの社会に根付いていないことに改めて気付かされたのです。

アンケートを踏まえた提言：差別禁止条例の制定を！

今回の調査結果を受けて、私たちはやはり福岡市に障がい者差別禁止条例を制定することが必要だと強く実感しました。

明らかになった深刻な差別実態を解消するためには、早急に実効性を持った施策が策定されるべきです。この問題に関しては、平成25年6月に成立した障害者差別解消法があります。しかし、この法律は、企業に対する義務付けを認めないなど、障がい当事者が委員に加わった国の障害者政策委員会差別禁止部会の提言からは大きく後退した内容となっています。またその衆議院附帯決議は、「本法が、地方公共団体による、いわゆる上乗せ・横出し条例を含む障害を理由とする差別に関する条例の制定等を妨げ又は拘束するものではないことを周知すること」と明記しており、法律が差別禁止のためには不十分であることを認めています。したがって、各自治体の実態に即して必要な、実効性のある施策を確実に実施させるためには、条例の存在は不可欠です。

さらに、条例制定に向けて具体的に動き出すことは、広く市民の注意を喚起し、市民すべてが参加する議論の場をつくることを可能にします。差別解消への取組は、すべての市民が障がい者差別の問題を知ることから始まるというべきです。

障害者基本法はその目的として、「全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する」ことを掲げています（1条）。障がいの有無にかかわらず全ての人が「市民的、政治的、経済的、社会的及び文化的分野に均等な機会により参加すること」（障害者権利条約前文）が保障されるためには、まず条例づくりの取組みに、あらゆる人が参加する運動をつくりあげていくことが必要です。

福岡市はユニバーサル都市をうたい、社会的障壁をなくし、だれもが利用でき、多様性を受け入れる社会の構築をめざしていますが、差別禁止条例なくしてその実現は不可能です。調査結果が示す実態から求められているのは、ゆるやかな啓発ではなく、社会のすみずみにまで障がいや障がい者の権利についてのしっかりとした理解が行き届き、機会の均等が真に保障されるような具体的な取組みです。条例は、差別禁止条約の理念を具体化し、障害者差別解消法では手の届かないきめ細かな対策を可能にするものです。

そこで、私たちは、ここに改めて障がい者差別禁止条例の制定を提言します。

今後の取組み

私たちは、この最終報告書をもって、まず市民に障がい者差別の実態とそれを解消するための差別禁止条例制定の必要性について、広く呼びかける取組みを開始します。

同時に、福岡市と市議会にも報告書を提出し、条例の制定について理解と協力を求めています。

また、今後、時期を見て私たちのめざす条例案の作成にとりかかり、障がい当事者が活発に参加した上での議論をもとに条例案を完成させ、市民のみなさんに提案して障がいに対する理解を深めてもらい、障がいのある人もない人もともに幸せに生活できる共生社会の構築という目標を共通にするよう働きかけます。

条例づくりを実現するためには、行政・市議会・マスコミ・企業や関連団体の理解および協力も不可欠です。私たちがめざす共生社会は、障がいのある人も障がいのない人も、人権を尊重され、その力を十分に活用でき、各人各様の自己実現を可能にする社会です。それは、すべての人にとって、住みやすく、活力のある社会となるはずです。

そんな社会の実現に向けて、すべての市民が一步を踏み出すことを、私たちは呼びかけます。

III.差別体験アンケート調査にもとづく最終報告

総合的所見

福岡市で暮らしている障がい者が、日常生活のあらゆる領域において、さまざまな差別を受けている実態が明らかになりました。1,100を超える事例の一つひとつが、本来提供されるべき支援をいわれなく拒否されたり、体験する機会を奪われたり、差別的な言動を受けたりすることによって、障がいのある人の権利がいかに侵害されているかを示しています。悲鳴のような回答の数々は、今まで誰にもどこにも相談することができず、苦痛を胸の内に抱えたまま耐えるしかなかった当事者がおかれた状況を浮き彫りにしました。

公共交通機関、公共施設、医療機関、行政窓口、学校、職場、レストランや店舗など、だれもが普通に利用している場面で、突然排除されたり、侮辱的な取り扱いを受けたとしたら、文句を言わずに泣き寝入りする人はまずいないでしょう。しかし、障がいのある人たちは、日常的にそのような目にあっているにも関わらず、その多くが事実上の泣き寝入りを強いられている状況にあります。

そのような実態を読み解く鍵として、今回の調査で明らかになったのが、業務として日常的に障がい当事者に接している福祉窓口担当者、施設職員などによる暴言や虐待がいくつも報告されているという事実があります。これらの場面は、障がい者にとって必要な支援への入口であり、そこでこのような仕打ちを受けると、障がい者は支援にたどりつくずっと手前であきらめてしまい、社会参加の機会を奪われてしまいます。決して見逃すことのできないこれらの言動は、担当者に基本的人権についての正しい理解がなく、障がい及び障がい者の権利について無知であることをあらわにしています。その背景には、人権について、また障がいや障がい者の権利について、正しく学ぶ機会が保障されていないという問題があると考えました。

人権について正しく学び、理解することができていれば、すべての人は個人として尊重され（憲法13条）、憲法が保障する基本的人権が侵すことのできない永久の権利として与えられていること（憲法11条）を認識し、障がいのある人に対しても、分け隔てのない態度で接するはずです。すべての市民が正しい人権感覚を身につけ、障がいおよび障がい者の権利を正しく理解するためには、生涯にわたる人権教育が必要です。就学期において学校で学ぶ機会を確保すること、人生のさまざまな段階において、必要に応じて人権と障がいについて学ぶ機会を設けること、だれもが日常的に障がいのある人と交流する機会を持つことのできる環境をつくり、あるべき共生社会について共通のイメージを持つことができるようにすることが必要です。

各検討部会による5つの分野における事例検討結果については、それぞれ代表的な事例を示しながら後述しますが、ここでは全体を通じて認められた主な特徴を以下の7点について指摘しておきます。

- (1) 障がい者に対する差別は、バスや地下鉄などの公共交通機関の利用、レストランでの食事や店での買い物、アパートなど住居を借りるとき、行政の窓口、福祉サービスの利用、学校教育、臨床医療、選挙権の行使の場など、日常生活全般において発生しています。
- (2) 福祉、医療、教育という本来障がいのある人に理解があるべき専門職の方が従事している分野や警察を含む行政サービスの窓口や現場においても、差別的取り扱いや心ない言動のあったことが指摘されています。
- (3) 労働の分野においては、まだまだ障がい者が働く場が少ないばかりか、障がいを理由とする解雇や不利益処分など直接的な差別が見受けられます。障がいに対する理解とそれに基づく合理的配慮があれば、より働きやすく、仕事を継続できたであろうケースもあり、働く場の環境の整備が求められています。
- (4) 情報化が急速に進展した社会では、障がい者が情報にアクセスできず、教育や就労、交通機関の利用をはじめ、日常生活全般にわたって大きな制限を受けている現状があります。

- (5) 障がいのある方々の多くは、災害発生時など緊急時の情報が得られないことに強い不安を感じています。東日本大震災による障がい者の死亡率が健常者の2倍に達したという事実を今一度思い起こすべきでしょう。
- (6) 様々な事例の背景に、差別を恐れて自己規制する、外出しない、障がいがあることを語ることができないなどの状況がうかがわれ、直接的な差別体験以外にも、地域や社会、一般の市民生活から疎外されている実態を訴える事例が多く認められました。障がいがあるために自分にはできないと、孤立感に打ちのめされ、社会参加をあきらめている人たちが多くいることがうかがい知れます。
- (7) 最も身近で本人を支援すべき家族や親族から「死んでくれ」「産まなければよかった」「うちの家系にそんなのはいない」等の差別的発言や取扱いを受けたという事例も少なくありませんでした。

福岡市が掲げている、「障がいがある人もない人も市民みんなが共生できる街づくり」、「ユニバーサル都市」の実現には、まだまだ多くの課題が残されているのです。

「障がい」、「障がいのある人」とは

障がいについては、伝統的には機能障がい（四肢が麻痺している、眼が見えない、耳が聞こえない、精神障がいがあるなど）があるから障がいのない人と平等な活動が制限されるという「医学モデル」の考え方で捉えられてきました。しかし、障害者権利条約が、「障害は発展する概念であり、機能障害のある人と他の者との平等を基礎として社会に完全にかつ効果的に参加することを妨げる態度や環境の障壁との相互作用に起因するものである」（前文(e)）としていることに象徴されるように、近年では障がいがあっても社会が必要な支援を提供すれば平等な社会参加は可能なことから、社会的障壁こそが障がい者の社会参加を妨げているとする「社会モデル」の考え方が浸透してきています。障害者基本法第2条も障がい者を「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身御機能の障害」がある者であって、「障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」と定義しています（第2条第2項では「社会的障壁」について「障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう」としています）。

本報告書でも、この社会モデルの考え方を採用し、身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がい、難病、その他の心身の機能障害があり、これらの機能障害と社会的障壁によって、継続的または断続的に日常生活や社会生活に相当な制限を受ける状態にある人を「障がいのある人」とし、それらの人たちの持つ機能障害を「障がい」と定義します。

“差別”等の類型

障害者権利条約は、「障害を理由とするあらゆる区別、排除又は制限であって、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のあらゆる分野において、他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を認識し、又は行使することを害し、又は妨げる目的又は効果を有するもの」を差別とした上で「障害を理由とする差別には、あらゆる形態の差別（合理的配慮の否定を含む。）を含む」とし、「合理的配慮」について「障害者が他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう」と定めています（第2条）。

本報告書でも、条約による定義を採用し、差別を、直接差別、間接差別、合理的配慮の不提供の3類型に分けた上で、暴言、嫌がらせ（ハラスメント）及び虐待については、上述のとおり、それが当事者を深く傷つけ、

声を上げることを妨げているという特徴から、独立の差別行為として分類しました。また区別、排除、制限等の不利益が発生しているとは言えないものの、常に差別の背景にある無理解や偏見の存在を示している事例についても、別途取り上げ、分析することとしました。結果として、次の5類型にわけて整理しています。

- ①**直接差別** 障がい者を直接の理由として、異なる取扱い（区別、排除、制限等）をするもの
- ②**間接差別** 表面的には障がいのない人と同等の取扱いをしているが、それにより結果的には障がいのある人だけに不利益を生じさせるもの
- ③**合理的配慮の不提供** 障がいのある人に障がいのない人と平等な、権利の行使または機会や待遇を確保するために必要な便宜の供与（必要に応じた現状の変更や調整、ただし過度な負担が生じない範囲のもの）が必要であるにもかかわらず、そのための措置が講じられない場合
- ④**暴言・嫌がらせ（ハラスメント）・虐待**
 - ・ 暴言・嫌がらせ：いわれのない誹謗、中傷、いじめや嫌がらせなどにより、当事者に精神的、肉体的な苦痛を与える行為
 - ・ 虐待：障害者虐待防止法に定める以下のような行為
 - ・ 暴力や拘束等の身体的虐待
 - ・ 性的な虐待
 - ・ 著しい暴言、不当な差別的言動等による心理的虐待
 - ・ 障がい者に対する支援の放棄
 - ・ 経済的虐待
- ⑤**無理解、偏見** 必ずしもそれ自体が差別とは評価できないものの、そのために当事者が精神的苦痛をこうむり、社会参加を自ら諦める結果を招いてしまうなど、広く障がい者に対する差別の背景に存在する問題。

検討過程における論点とその取扱いについて

最終報告に至る議論の過程において、さまざまな意見がありました。以下に主な論点についてどんな議論がされたかを紹介します。これらの論点については、今後とも議論を深める必要があると思っています。

「合理的配慮」という表現について

原文の reasonable accommodations の「accommodation」は「便宜」であって、合理的便宜提供が正しい翻訳であるのに、政府が「合理的配慮」と訳しているのは明らかに意図的な誤訳というべきだから、原文の趣旨を踏まえて「正当な権利保障」と記載すべきであるという問題提起がありました。「配慮」という表現には、配慮する側が配慮される側の上位に立つようなニュアンスが含まれており、過去に行われてきたパターンリズムに基づく取扱いを彷彿とさせるものであるから、権利性をより強調する「正当な権利保障」という用語に代えるべきだということです。既に指摘した福祉窓口担当者のあってはならない暴言などは、まさに障がい者に「恩恵」を与えてやっているという誤った意識が温床となっているとも考えられますから、この指摘は重要で、傾聴に値すると思います。しかし、「正当な権利保障」という表現では、原文の直訳から離れてしまうだけではなく、この権利が自治体や企業等に対し、社会的障壁を排除する作為を求めるものであるというニュアンス自体が失われてしまいます。そして、条約の公定訳のみならず、障害者基本法、障害者差別解消法をはじめ、既に「合理的配慮」の不提供という用語が定着している現状を踏まえると、このとりまとめにおいて独自の表現を用いることは却って混乱を招くことになりかねないとの判断から、この表現を採用することとしました。「配慮」という表現になっているものの、これは障がいのある人が普遍的に持つ正当な権利であることについては、あらゆる機会を通じて常に注意喚起していきたいと思います。

私人間の差別の取り扱いについて

寄せられた事例には、私人間の差別行為と評価されるものが3割以上含まれていました。人権は私人間においても尊重されるべきものであり、私人間の差別行為は許されるものではありません。多くの当事者が個人による心ない差別的言動により傷ついているという実態があります。条例案を作成するにあたって私人間の差別をどう取り扱うかについては、民法上の取扱いについて検討することも必要であることが確認されました。

間接差別と合理的配慮の区別について

表面的には平等な取扱いをしているかのように見えるものの、結果的に不利益を生じる間接差別と、合理的配慮の不提供ゆえに不利益が生じている場合とを、明確に区別することは困難です。本報告書では、当初から差別する意図があった場合を間接差別として分類しました。

「無理解・偏見」を類型としてあげることについて

無理解や偏見はすべての差別の背景にあるものであって、そのみを差別類型として取り上げるのは不適切ではないかとの意見がありました。しかし、実際には不利益を生じておらず、典型的な差別類型には該当しないものの、当事者がそれによって精神的に苦痛を被り、社会参加を自らあきらめてしまうような事例は、市民の理解を広げるために、取り上げて分析し、紹介することが必要だとの結論に達し、あえて1類型として取り上げることにしました。

差別が発生する社会生活領域における「行政」の追加

中間報告の時点では、行政はどこにも分類されていませんでしたが、行政窓口での対応における差別的言動が当事者を萎縮させ、権利行使を困難にしている実態が明らかになったことから、「政治、司法、資格」の領域に行政を加え、「政治、司法、資格・行政」として整理しました。

各領域ごとの報告

1.福祉・2.医療の領域

医療や福祉の現場で働く人々による、差別、暴言と評価できる事例が数多く寄せられました。

市役所や区役所の福祉窓口、乳幼児検診が行われる保健所、医療機関など、様々な場面での様々な職種の人による心ない言動により、心に傷を受けた経験を持つ当事者が多数存在することが明らかになりました。

また、障がい児者にとって最後のセーフティネットともいべき事業所や通園施設などの福祉施設や特別支援学校、特別支援学級などの支援の現場においても、職員による差別や暴言が見られることがわかりました。

どうして、本来障がいを正しく理解し、必要な援助を適切に提供すべき人たちに、このような言動が散見されるのでしょうか。その背景には、この社会において、障がい者の権利、そもそも人権についてきちんと学び、理解している人が少ないこと、したがって、現場で障がい者に接する立場の人たちさえ、正しい理解がない実態があると考えられます。様々な場面において、障がい者の権利について学ぶ研修の機会が提供されるべきです。

この観点から、教育過程における人権教育の重要性が再確認されました。子どもたちが正しく人権を学び、それに基づく、あるべき「福祉観」「障がい観」を持つようになることは、常に必要です。

また、医療現場においては、障害全般に対する無理解からの診療拒否や、ある領域の障害の診察に必要な専門知識を欠いているため診療できないことによる診療拒否も散見されました。障害者権利条約第25条が定める、「締約国は、障害者が障害を理由とする差別なしに到達可能な最高水準の健康を享受する権利を有することを認める」という内実が保障されるよう、偏見を持つことなく障がい者医療に取り組む臨床医や専門医の養成が強く望まれます。

【差別の背景・要因】

そもそも障がいについて正しく学び、障がい者の権利について正しく理解している人が少ないことが、この領域における差別の背景にはあります。医療や福祉の現場で働く人にも同じ実態があることを指摘することができます。そのため、福祉や医療の現場で障がい当事者とじかに接触する人でさえ、障がいに対する明らかな偏見を持っていたり、理解が不十分だったりするため、しばしば不適切で差別と評価できるような言動を行っています。無理解のため、何気なく発した言葉が当事者を傷つけた例もあれば、明らかに悪意を持った発言だと思われるものもありました。

とりわけそれが窓口の担当者の場合には、不適切な対応が行われると、障がい者はそこから先に進むことができず、支援を受けられなくなってしまいます。障がい者に直接対応する職務の人に対しては、改めてしっかりと人権教育や研修が必要です。

また、医療においても、医師をはじめとする医療従事者に障がいに対する一般的な知識が欠けている場合があるようです。障がいを理由とする診療拒否を受けたという指摘が複数認められましたが、それはまさに障がいに対する無理解によるものと考えられます。また生後間もなくからの重度心身障害のため、小児科を利用している方からは、青年期に近づく小児科の受診を拒否されるが、受け入れ先がないという訴えがありました。これも医療従事者に障がいに対する正しい理解があれば障がいのある患者に対してもためらうことなく受け入れることができますから、解消される問題だと思われます。

また、現在の福祉制度が、手帳や障害区分など、機械的な指標に基づいて設計運用されている、診療や福祉の報酬制度が現場の実態を十分に反映していないなど、制度の不備のために必要な支援が受けられず、他の障がいのある人と比べて不平等な扱いを受けているという訴えも多数見られました。

【代表的な事例】

直接差別

- 福岡市では平成14年から全認可保育園での障がい児受け入れをうたっているのに、障がいを理由に保育園の受け入れを断られたことがある、また、障がい児保育では親に同伴を求めることはできないはずなのに、園外活動等に保護者同伴を求められた。（知的障がい・発達障がい）
- 胃透視検査を受けに行ったところ、耳の聞こえない人はコミュニケーションができないので他の病院に行ってくれと言われた。（聴覚障がい者）
- 風邪で内科を受診した時、精神科に通院していると言ったら診察を拒否された。（精神障がい・統合失調症）

合理的配慮の不提供

- 障がい児療育通園（10時～15時）では働けない。親は障がいの苦悩を背負うことに加え、働く権利まで奪われていると感じた。（知的障がい・発達障がい）
- 療育手帳Bは移動支援が使えない。医療費もてんかん、歯科、皮膚科などお金がかかるが医療証がない。（知的障がい）
- 移動支援では公園やプールの支援が受けられない。これは自由に制限を受けずに利用できる障がいのない人と不平等・不公平だと思われます。差別です。（うつ病・アスペルガー症候群）
- 通院中の医者とのやり取りは移動支援では認められていない。障がい本人が病状を説明したり医師の指示をヘルパーや支援員に伝えることも難しい。（身体障がい・知的障がい）
- 入所施設から一時帰省したときの移動支援が認められない。（知的障がい（ダウン症））
- 重度心身障がいのため、生後すぐからこども専門病院にかかっている。16歳を過ぎると大人の病院への転院を求められる。大学病院などの神経内科等で安心して医療を受けられるか不安。こども専門病院からの転院者が多いので大学病院では対応できなくなっているとも聞く。（ダウン症・難治性てんかん）
- 6年前アスペルガー症候群ではないかと心療内科で言われ、公立病院精神科で診てもらうため電話するも、36歳という年齢を聞いて、大人の発達障がいは診断しないと断られた。市内の精神科医で大人の発達障がいの診断ができる医者が非常に少ない。（アスペルガー症候群）
- 2004年、息子が22歳の時、原因不明の高熱と耳の腫れで公立病院に入院した際、熱が出ると嘔吐と下痢を伴いやすいので夜間も付き添わせてほしいとお願いしたが規則でできないとのこと。看護師長、主治医に精神科の医師も加わり対応策が検討され、オムツ使用の提案があり「トイレに連れて行ってほしい」とお願いしたら、精神科の医師から「それなら睡眠薬で眠らせたらいい」と言われた。この処置は障がいのない患者さんにも同じようにされるのですかと聞いたら「でも障がいがあるんでしょう？」と言われた。（13番染色体異常による知的障がい）

暴言・嫌がらせ（ハラスメント）・虐待

- 施設入所中、地域で自立生活をするためC市役所の担当者に居宅介護の支給量について相談したが、「そんなに支援が必要ならば施設にいてください」と言われた。（進行性筋委縮症による肢体不自由）

- 区役所に手続きに行ったとき、記入の仕方が分からず質問すると「あんたたちのことだろう、わからないなら手続きできない」と言われた。（知的障がい・身体障がい）
- 脳性まひ児の補装具（くつ）の作り直し申請に区役所福祉課に行くと「作り直しが早すぎる、何のお金でつくるか知っているか」と言われた。（脳性麻痺）
- 児童相談所の担当者、判定の時、療育手帳に該当しないが今回は大マケしてつけてやると言われた。しかしその次の判定では中度（B）だった。（レンノックス症候群（てんかん）・広汎性発達障がい）
- 保健福祉士から、病院代や福祉具が必要でお金がないなら貧乏らしくしたらと言われた。（レンノックス症候群（てんかん）広汎性発達障がい）
- 事業所職員から首を絞められたり、送迎中に前の車をあおったりパッシングしたりし、親や所長への口止めを強要され、「言ったら痛い目に合うよ」と脅された。また自宅付近にある痴漢に注意の張り紙を見て「犯人は君やろ、警察に行き」などと言われた。数年前のことだが今でも忘れられない。（脳性麻痺）
- 特定健診で聴覚障がいであることを告げ、対面する場では問題なく済んだが、胃の検査でバリウムを飲んだ後のベッド上では指示が聞きとれず、技師から「なんで言うとおりに動かんか！」とすごい剣幕で叱られた。他の受診者もいて、恥ずかしく悔しく、その後健診は受けていない。（両感音性難聴）
- 急性肺炎で受診した病院で採尿がうまくいかない2歳前の息子を前に、「若い時に悪いことばかりして親に心配かけるようなことをしてきたけん、こんな子を産むと。うちの孫はこの子より小さいけどちゃんと何でもできる」と言われた。（ダウン症）
- こども専門病院から転院を言われたため、紹介状を持って受診したさせるところ、親の話もろくに聞かず一方的な対応をされ、最後は障がいのある人の来る場所ではないのに何故ここに来たのかと言われた。（脳性麻痺による四肢体幹機能障がい）
- 1歳半検診健診の際、まだお座りできない息子に立って測る大人用の体重計が使用され、グラグラした状態での計測となった。また、保健師から配慮なく「この病気でまだ通院中ですか？」と聞かれ、「一生治りませんから」と答えるしかなく号泣して帰った。（プラダーウィリー症候群）
- 医師から「娘さんはバカだからしょうがない、本気で治したいなら国に頼って医療費を安くして治療を受けるのではなく、アメリカか何処かに行く努力でもしたら」と言われた。その後回診の度、学生が娘の持ち物をけなしても注意もせず、一緒にバカ笑いで娘を傷つけた。（SLE（全身性エリテマトーデス））
- 病気で障がいも重いとわかっているはずなのに医師からうるさいと言われた。（自閉症）

無理解・偏見

- 病院の待合室で騒いでしまったら、しつげが悪いと他の患者にどなられた。待つことが苦手な子どもを理解してほしかった。（広汎性発達障がい）
- 4カ月の健診の場で、事前に子どもの眼が見えないかもしれないと伝えていたのに、医師に周囲に聞こえるような大声で、「この子、見えていませんねえ」と言われた。（先天性水頭症）
- 1か月検診で出産した産院産婦人科医院で1か月健診を受けた際、診察にあたった小児科医に、「ダウン症です」というと顔色が変わり、「残念でしたね」と言われた。笑顔で育てようと前向きになっていた矢先、子どもの誕生を否定されたようで本当に悲しかった。（ダウン症）
- 精神科の医師から「もうお前の面倒は見きらん。入所施設へ行け」と言われた。悔しかったが何もできなかった。（記入なし）

3.商品・サービス・不動産の領域

障害者権利条約第19条には、障がいがあっても地域社会の中で自立した生活を送る権利があることが明記されています。障がいがあっても自立して日常生活を送ることができるような社会づくりが必要です。

しかしながら、レストランでの食事や店での買い物など、日常生活において、だれもが普通に利用している場面で、障がいを理由に利用を断られたり、侮辱的な取扱いを受けたりしたという事例が多くみられました。

入店拒否や再来店拒否だけでなく、商品やメニューについて筆談で質問をしたが対応してもらえなかった、知的障がいがあっても決めるのに時間がかかっていたら暴言を吐かれた、狭い通路に商品がおかれ車いすが通れないといった店側の態度に問題がある事例はもちろん、避けるように席を移る、異様な目でじろじろ見るなど他の客の態度に傷ついたという声もありました。

また、買い物の際にクレジットの利用が一般に広く普及している現代において、カードの作成や利用の場面で、自筆によるサインや電話での本人確認が求められ、障害のため自筆でサインができず、あるいは電話での本人確認ができず、カードの作成や利用が制限されたという事例が多くみられました。電話で本人確認ができないために紛失した際に利用停止の手続が円滑にとれずに困ったという事例も散見されました。

スポーツジムや入浴施設、遊園地等では、障がいがあるというだけで危険だとされ、個人の障害の程度に関係なく利用を拒否されるという事例も多く見られました。

映画館や野球場、コンサート会場などでは、車いす席が設けられるなど一定の配慮がなされるようになったことは喜ばしいことですが、見えづらい場所に席が固定されてしまっている等、もう一步サービス内容の充実を求める声も少なくありませんでした。

また、地域社会で生活するにあたっては、住む場所を確保することが必要不可欠ではありますが、残念なことに、障がいを理由に入居を断られ、住居を探すのに大変な苦勞をしたという事例も多くみられました。

【差別の背景・要因】

商品、サービス、不動産の領域における差別の背景・要因としては、障がい者の積極的な社会進出に社会の側が対応できていないという問題が考えられます。

障害そのもの、あるいは障がい者があたりまえの社会生活を送ることに対する無理解や偏見があり、社会には様々な障がいを持つ人たちが当たり前存在し、同じ社会で一緒に生活しているという認識が十分に一般化されていないため、そもそも障がいがある人が利用することを前提としたサービスが用意されていないのです。そのため、障がい者がサービスを利用しようとした際に、障がいに応じた適切な対応ができていない現状があると思われれます。

また、障がいがあるということだけで、障がい特性や個人の障がいの程度を考慮することなく一律に利用を制限するような事例も、同じく障がいに対する無理解や偏見が根底にあるものと考えられます。

これらの差別を解消していく為には、一般的に障がいに対する理解を深め、なにが障がい者差別にあたるかについての啓発を行っていくことはもちろん、飲食店業界、クレジット会社業界、レジャー施設業界、不動産業界など、業界ごとに障がいにどう配慮して対応していくかの検討やルール作りを行っていただく必要があろうかと思えます。

そのため、障がい当事者としても、日常生活を送る上のような配慮を必要としているのか等について積極的に声をあげる取り組みが必要です。

また、商品、サービス、不動産の領域は、多くの場合民間事業者が相手方となります。事業者には営業の自由があるとはいえ、障がいを理由とする差別は原則として許されませんが、そのことが周知徹底されておらず、事業者によって対応に差があるのが現状です。

行政において、障がい者に配慮する事業者を優遇するような政策による動機付けを工夫していただくとともに、障がい者の住居確保に直結する不動産の領域では、民間賃貸では障がい者が住居を確保しづらい現状に鑑み、公営住宅の充実にもご尽力いただきたいと思います。

障がい者が安心して地域社会での日常生活を送れるよう、日常生活と密接に関係する商品、サービス、不動産の領域における差別を禁止するのは喫緊の課題です。

障がい者差別をなくす為の教育・啓発とともに、条例という形で何が禁止される差別にあたるかを市民、事業者にわかりやすく示す必要があると考えます。

【代表的な事例】

直接差別

- 住居を探そうとしたが、車いすだという理由で何件も断られた。(進行性筋委縮症による肢体不自由)
- 外食先で、よそのテーブルに行ってしまう事が何度かあり、店の人からもう来ないでほしいと注意された。(知的障がい・自閉症)
- 店で品物を手にとって見ていたら、店員が来て説明しようとしたため、聞こえないといったら、さっさと説明をやめて、他の所へ移動した。(全聾)
- 保育園児だった頃、プール教室に行かせるためにいくつかのプール教室に電話したが、本人を見ていないのに「そういうお子さんは受け入れられない」と門前払いされた。プラス料金を払うからと1対1の個人指導をお願いしたが、どこも断られた。(精神発達遅滞)
- ショッピングモールに家族で行ったとき、昼食を食べようとお店をさがして「車いすの子供がいるのですが、大丈夫ですか?」と尋ねてみたら、「ダメですね!」と言って断られ、嫌な思いをした(脳性麻痺)
- 大きな入浴施設に入館しようとしたら、障がいを理由に断られた。(視覚障がい)
- 有名な遊園地へ行った時のこと、いつものようにジェットコースターを楽しもうと列に並んでいたら、事務所から出てきた係員から「申し訳ありません。乗車を遠慮してください。」と言われた。これまでもあちこちで乗っていることや、今までパニックを起こしたことがないこと等、いろいろ説明したが分かってもらえず、引き下がるしかなかった。(ダウン症・知的障がい)
- 調子が良くないが1週間ぶりに外出し、手帳を買おうとレジに行くと、レジの店員から「ありがとうございます。もう二度とおいでにならないように」と言われ、私は顔もあげられず、ただ落ち込んで帰った。(統合失調症)

合理的配慮の不提供

- クレジット会社と契約して割賦で商品を購入するとき、電話での本人確認が行われた。聴覚障がいへの対応を考えていない。(両側感音性難聴)
- クレジットカードをつくりたいと思い、申し込みをしたが、サインができないから(身体障がいがあるため)という理由だけで、カードを作ることができなかった。(記入なし)
- メールアドレス、FAX 番号の案内をしていない店や病院がいろいろあるため、問い合わせができない。(両側感音性難聴)

暴言・嫌がらせ（ハラスメント）・虐待

- レストランでメニューを見て店員さんに筆談で質問をした。丁度お昼時で店内は混んでいた状態ではあったが、途端に「メニューは写真でわかる様になってます。混んできているので、早く決めてください」と責めたてる口調で言われた。叱られた様な気分になって、食事が楽しめなかった。「障がい者はよそに行ってくれ。」と言わんばかりの対応を受けた。（聴覚障がい）

無理解・偏見

- 外食の時、指さしで注文せざるを得ないのに、壁に貼ったメニュー表しかないため周りの人から異様な目で見られた。（聴覚障がい）
- ヘルパーと移動中、駅員や店員は、当事者に尋ねるのでなくヘルパーに尋ねるため、不快な思いをすることが頻繁にある。（全身性四肢まひ）
- 買い物をしていて、なかなか決まらず悩んでいたら、「買うなら早く決めてください」と店員さんに言われて感じが悪かった。（知的障がい）
- 初めて行ったコンビニに障がいのある息子を少しの間置いて戻ってみると、商品を見ていた息子に店長らしき人が後ろから張り付いていた。弱視である為商品に近づき過ぎていたかもしれないが、いかにも取るんじゃないかと思ってる感じだった。また、別のスーパーでは、買った商品を息子が手に持って出ると、店長からお金を払ったかと言われたこともある。（視覚障がい（弱視）・知的障がい（高機能自閉症））
- 大型商業施設内の映画館に連れて行ったら、車いす席が前方にあり、画面が近すぎて気分が悪くなり途中で退出した。
他の劇場やホールなども、車いす席は決まっていて選択ができないことが多いし、家族や同伴の人と並んで観劇、観戦することもできない。車いすの人と介助者が前後に座る場所も多く、改善されることを望む。（脳性麻痺による四肢体幹機能障がい）

4.建物・交通機関の領域

移動の自由は、憲法第22条1項、障害者権利条約第20条で当然に保証されるべきものです。

しかしながら、障がいを理由とする公共交通機関、タクシー等の乗車拒否や交通機関への乗り降りに時間がかかってしまうこと等に対する暴言など、多くの差別事例が見られました。

そして、これらの差別を受けた障がい者が萎縮し、あたりまえの社会生活を営むための行動をためらったり、あきらめたりしたという声も多数ありました。

障がい者のための駐車場でスペースの確保が円滑に行われなかったり、緊急時に車内の緊急速報が音声情報のみで行われ文字情報の提供が行われなかったり、道路の点字ブロックすれすれに商品が並べられているなど、障がいがあるために必要としていることに対する理解がないために合理的配慮が提供されず、障がい者が不安に駆られている例が多く報告されました。

障がい者への配慮として設けられた施設（駐車場、トイレ、エレベーター、優先座席等）を、特段の事情なく障がいのない人が利用することで、真に必要な人が利用できないといった事例も散見されました。

建物や交通機関の領域は、自宅から一歩出るとすぐに直面する、日常生活を送る上で欠かせない移動に関するものです。日々生活するうえで行かなければならない場所であったり、行きたい場所へ行く為の移動手段であることから、そこでの不当な取り扱いなどは障がい者の自立生活に対する大きな制限になるだけでなく、心理的な影響も大きく、行動を制限するものです。

【差別の背景・要因】

建物・交通の領域における差別事例の背景や要因には、障がいそのものに対する無理解や偏見、あるいは障がい者があたりまえの社会生活を送ることに対する無理解や偏見があると思われます。また、障がい者に対する差別とまではいえなくても、社会人としてのマナーや他人への思いやり、共感する力の欠如に起因するような問題も見られます。

今後、障がい者に対する差別をなくすためには、行政や関係団体が建物や交通に関係する企業等やそこで働く人に対してはもちろん、一般の人に対しても、障がい者に対する理解を深め、障がい者差別に関する啓発や教育、マニュアル作成と確実な実行など具体的な取組みを実施していく必要があります。

その場合、行政や関係団体が、企業や一般の人に対して積極的に障がい者差別や「福岡市福祉のまちづくり条例」などの周知啓発に取り組んだり、障がい者が社会参加しやすくなる仕組みをつくる条例を整備する必要があると思われます。

また、障がい者も一層の社会への参加推進に向けて当事者間で連携して情報共有等を進めることや社会的障壁による困難を取り除くために当事者自身の積極的なコミュニケーション、アプローチも重要だと思われます。

なお、障がい者が多くの人を利用する混雑する時間帯に交通機関を利用しなくても、他の利用しやすい交通機関を選択できるよう、制度を改善することも必要であると思われます。

【代表的な事例】

直接差別

- 電車の駅員に「車イスで乗ります！お願いします！」と言っても、次の電車でお願いしますと言われることがしょっちゅうあり、通院の時など、急いでいる時が困る。（脳性麻痺による上下肢機能障がい）
- 何でもヘルパーさんに聴き、地下鉄の駅員から「あなたはわかりませんか？」と言われた。（脳性まひ）
- 部屋を借りる際に気に入った部屋があったが、マンションに入る所に三、四段の段があり、スロープをつけさせてもらえないかと頼んだが何も連絡がなく、諦めた。（進行性筋委縮症）
- 手動車いすでタクシーを利用しようとしたら、乗車拒否された。（進行性筋委縮症による肢体不自由）
- 身体障害者手帳や療育手帳は割引があるが、精神障害者福祉手帳は割引対象外の交通機関が多い。（身体表現性障がい）

間接差別

- 天神中央公園の入り口に、車両の出入りをさせないためのポールなどがたてられているため、車椅子が本当に通りづらい。どこでも通れるというわけではなく、車いすでも通れるところを事前に知っておかないと不便だった。普段でも不便さを感じている上に、公共の場でも不便さを感じ、何かもっと良い工夫ができないものかと思った。（ダウン症・難治性てんかん）

- 福岡県の合同庁舎で喫煙所の入り口に高い段差があり、またスペースも狭く喫煙をあきらめた。（進行性筋委縮症による肢体不自由）

合理的配慮の不提供

- 車イスを使ってバスに乗ろうとしても、時間帯によっては待っていても乗せてもらえない事が度々ある。車イスを載せる設備があるバスでさえ、無視されることがあり、移動が苦になる。（脊椎損傷）
- この三年以内にできた新しいレストランなのに、高い段差がありスロープもなく、利用をあきらめる店が度々ある。（進行性筋委縮症による肢体不自由）
- 地下鉄や電車において、人身事故や天候による遅れが発生した時に、駅員さんが拡声器で呼びかけをしているが、耳が聞こえない人に対する電光掲示板やボードなどによる掲示が全くなされていない場合が多い。慌ただしい時に筆談で願うのはなかなか心理的にやりづらい。（感音性難聴・先天性心臓機能障がい）
- バス停付近の住民のクレームが原因で、いつの間にかバス停での車外案内が消えてしまった。弱視なので、行き先が分かりにくくて困る。視覚障がい者にとって耳からの情報は大切なのに。（視覚障がい・肢体障がい）

暴言・嫌がらせ（ハラスメント）・虐待

- スクールバスのお迎えの時、道路脇に車を寄せて、歩行困難者使用中の許可証を提示して待機していたところ、タクシーの運転手から「邪魔だろうが」と注意された。事情を説明したら「そんな事情は知ったこっちゃない！邪魔って言っているんだ！」と言われ、とても悲しい気持ちになった。（重度の知的障がい・てんかん）
- 簡易電動車椅子で一般のタクシーに乗った時に運転手に「こういう車椅子は車椅子のまま乗れるタクシーを頼んだ方が良い」と言われた。簡易なので折りたたんでトランクに載せられ、今まで言われたことがなかったのに初めて言われた。（進行性筋委縮症）
- 博多駅を利用した時、その駅にはまだ携帯スロープがなく、「車椅子のここを持って抱えてください」とお願いしたら「こんな重たいものは持てない」と言われた。（10年以上前）（進行性筋委縮症による肢体不自由）
- バス通所中、市内乗り降り自由の定期を使用しているが、カードをかざすことがヘタで、音がならないことが有り、カードを提示するも運賃を要求されることが年に数回ある。さらに罵声まで浴びせられることもある。路線はいつも同じ場所を使用しており、いつも同一人物と思われるためバス会社に対応を求めても、人物を特定せず、電話で謝るばかりで毎回解決せず。（知的障がい・心臓病）
- 息子がヘルパーのガイドで外出した時、バスに乗るのにリフトを出してもらったりと時間がかかり、バスの中で他の乗客からひどい言葉を言われた。ヘルパーが息子に「すみません、世の中には理解してくれない人がいて」と言うと、息子は「これが僕達の世界ですよ」と言ったそうだ。この言葉を思い出すと今でも涙が出てくる。（脳性麻痺）
- 乗り物に乗るときなど、車いすが場所をとるので、なるべく隅のほうに乗車するようにしているが、降りるときに少し時間がかかったところ、年配の方に「早く降りなさいよ！」と強い口調で言われた。（両上下肢体幹機能障がい）

無理解・偏見

- 近年、いろんな所で身障者用の駐車スペースが確保され利用しやすくなっただが、スペースが広いのと入口に近いこともあってか健常者も平気で駐車していることがあり、仕方なく遠くの場所や狭いスペースの場所にとめて移動しなければならないため、とても不便で大変だ。（脊椎損傷）
- 歩道上を歩いていると、後ろからいきなりスピードを上げたまま自転車が走ってくる事が多い。耳が聞こえないと自転車の通行音が聞こえないため、怖さを人一倍感じる。（感音性難聴・先天性心臓機能障がい）
- どのバスにも高齢者や障がいのある人の優先の席があるのに、そこに健常者や、特に若い人（女性）が座り、目をとじたり携帯に夢中になって知らぬふりをする人が以外に多い。（記入なし）
- 息子が飛行機に乗りたくなさそうだったが、出発時間があるので仕方なく無理やり乗せたところ、機内でパニック状態になってしまった。自由に歩き回れないので、座席でなだめたりあやしたり、なんとか泣きやませようとするも、いっこうにおさまらず・・・。そんな時「うるさい!!」と言われ、こちらが泣きたい気持ちになった。（広汎性発達障がい）
- 大通りに果物、野菜を売っている店があるが、点字ブロックすれすれまで商品を並べてあるので歩きにくい。（緑内障）
- エレベーターで障がい者、ベビーカー用と健常者用に分かれている時があるが、障がい者用に健常者が普通に乘っているために乗りそこねることが多い。（脳性麻痺による上下肢機能障がい）

5.労働の領域

差別事例の収集・分析の中で、障がい者に対する差別意識は、労働分野においては世間一般のそれよりもより一層顕著に現れる実態が浮かび上がりました。

総論において差別はいけないことだとそれぞれみんなが分かっている、職場で仕事を分担して取り組むとなると潜在的にある差別観が表に出てくるとというのが実情です。事例にもあるように同僚によるいじめ、ハラスメント等はその代表的な例です。

また、雇用主の意識にも問題があります。障がいがあると分かった時点での即時解雇、さらに障がい者を雇用するなら当然配慮すべきことだと思えることが行われていない、障害者雇用促進法の法定雇用率をクリアーするためだけの消極的雇用としか思われない事例もありました。

さらに差別するという積極的な意識がなくても、無理解・偏見により結果として障がい当事者を傷つけている事例も見受けられました。労働分野における障がい者差別の解消は他の分野、例えば教育、コミュニティー、行政等のあり方の解決なくしては到底解決できない問題です。

政策的な課題について言えば、企業の社会的責任としてドイツやフランス並みの法定雇用率、労働組合に対する啓発（ドイツやフランスでは、使用者と労働組合が障がい者雇用について協議する場が設けられている）。また、商工会議所等に障がい者雇用の研修会の開催を求める等も必要です。障害者雇用促進法の中に合理的配慮の概念が新たに加わりましたが、企業の社会的責任と過度の負担との関係のあり方も考えていかなければなりません。企業間格差が拡大してきている中で、たくさんの利益を上げている企業の社会的責任のあり方についても今後注視していかなければならないと思います。

人は働くことによって社会に参加し、社会の中で磨かれ成長していく。多くの障がい者がこの機会を奪われています。また働いて得たお金を自由に使えることは人として生きる喜びであり、未来への希望に繋がります。障がい者の働く場を確保していくことは社会の責任でもあります。

【差別の背景・要因】

差別の背景として、親から子どもに伝えられた、子どものころからある障がい者に対する差別感。コミュニティにある拭いがたき差別感。教育分野における「良き労働者を育成することが最優先された教育」そのための競争原理の導入。高等教育を受ける機会に恵まれない環境。障がい者とほとんど接したことがない人が抱く経験がないゆえの漠然とした怖れ。情報社会の中でその情報を得ることにハンディがある人は労働者として最初からその労働能力においてハンディを抱えることになる等、労働分野の問題は社会にある障がい者差別の縮図とも言うべきものであり全ての問題が複層的に影響し合っていると考えます。

この問題の解決は他の分野と連携しあって「障がい者差別の実態」を明らかにして啓発していくことが必要です。また、啓発だけではなく法定雇用率のアップ、環境分野等において最近増加してきた社会的企業の優遇・促進等政策的課題も今後検討されなければなりません。

多くの障がい者が雇用の場に参加していくこと、その促進を図ることが結果的に世の中全般にある障がい者差別を解消していくという点で重要であると思います。

【代表的な事例】

直接差別

- コンビニで働いている時、障がいを申告して仕事をしていましたが、店長が変わって異動してきた店長から「うちのコンビニでは、障がい者は扱っていないから、明日から来なくて良い。」と言われました。（てんかん性精神病・統合失調症）
- 障害が重度になって、会社の責任者から「事務能力が低いので、自分から給与の減額を申し出るように」と迫られ、やむなく申し出て大幅に減額となりました。（視覚障がい・網膜色素変性症）
- スーパーに勤めていた時、休むために医師に診断書を書いてもらった。その診断書には自律神経失調症と書いてあったが、「うちではこういう病気の人にはもう働いてもらわなくていい」と言われて解雇された。（うつ病）

合理的配慮の不提供

- 仕事で朝礼の時、上司の説明内容が、みんなにはわかるけど、私にはわからない。紙に書いて欲しいけど言えませんでした。（聴覚障がい）
- 仕事に関して会議等に出られず、情報不足から単純作業が多くなる等、不利益が生じている。（両側感音性難聴）

暴言・嫌がらせ（ハラスメント）・虐待

- 「行動がトロイ、見た目が悪い」などと、心無い言葉を直接・間接的に耳にすることがありました。（視覚障がい）

- タクシーで整備補助をしていた時、決められた仕事以外の雑用を次々と何回も他の整備員に押し付けられました。1年近く我慢しましたが退社しました。（知的障がい）
- 塾で働いていたとき、障がいのことを伝えたら「お前は障がい者か、お前の子どもは障がい者の子どもか」と怒鳴られたこと。（統合失調症）
- 臨時雇用時に上司から、身体障がいでも手に不随意運動があり、細かい作業が困難であることを充分承知の上で、B4の白紙に罫線を引くように指示された。（全身性四肢麻痺）

無理解・偏見による問題

- 車の運転免許があるのに「安全運転講習」から外されました。（両側感音性難聴）

6.教育の領域

障害者権利条約では、障がいの教育を受ける権利について、差別なく、機会の均等を基礎とするために、あらゆる段階におけるインクルーシブな教育制度の確保が定められています。インクルーシブな教育制度とは、障がい者が排除されることなく、障がいのない者と一般教育の中で共に学ぶ仕組みのことです。そのうえで、障がい者が十分に学び育つよう、ひとりひとりに見合った合理的配慮や個別支援が求められています。

つまり、あらゆる教育機関（保育所、幼稚園、小・中・高校、中等教育学校、高等専門学校、大学、特別支援学校等）において差別をなくすために、障がいを理由に入学を拒否したり条件をつけることなく、授業や学校行事の参加制限をすることなく、入学や参加を前提にして、どのようにすればその障がい児・者が他者と同様に教育を受けられるのかを考え、合理的配慮や個別支援を行うことが求められているのです。

事例を分析して

今もなお、障がいがあることで「希望する場所での教育を受けられない」「付き添いが必要と言われる」という事例や、障がいの特性に何ら配慮せず、全面的に授業や学校行事から排除される差別事例も相当数にのぼりました。

差別的な取扱いだけでなく、教職員を含む周囲からの暴言・いやがらせ・虐待により、多くの障がい児・者が心に深い傷を負い続けている実態が明らかになりました。

【差別の背景・要因】

- 人権意識が低い、人権教育を受けていないこと
- 障がいの特性を知らないこと
- 教育機関の取組み不足
- 個人の人間性の問題

などが複合的に重なりあって差別が発生しているものと考えられます。

差別や嫌な思いをした事例の背景の根っこは、人権を尊重する意識の低さと障がいについての理解不足に集約されます。

人権を尊重する差別のない、すべての人が安心して暮らしやすい社会を創っていくためには、人間形成の時期である幼児・学齢期に正しい人権教育を丁寧におこなうことがきわめて重要です。

また障がいを理解するためには、知識を伝えるだけでは十分とは言えません。身近な友人として障がい者と出会い、お互いを知る中で、どうすれば障がいのある友人がより楽しく過ごせるのかを考える機会を持つことがとても重要です。そのためにも、障がいのある者が障がいのない者と共に学び、共に育ちあうインクルーシブな環境が不可欠だと考えます。また教育は、学校の間だけでは完結できません。子ども同士のトラブルが起きた時を学ぶ機会として、学校、保護者、地域とともに、子どもを育てる実践を行う必要があります。そして、障がいのある人も無い人もいる社会が当たり前になるように、一緒に生活する機会が必要です。

障害者権利条約が定めるインクルーシブな教育制度を実現するために

選択肢が制限されないように、本人と保護者の気持ちを汲んで、専門家の助言をいれながら、具体的に何ができるのかを検討するシステムが必要です。そのシステムは、保護者の気持ちをわがまま、権利の濫用と決めつけずに、尊重することからはじめて、本人、保護者、専門家が一緒に話し合っ、最も良いと思われる道を見込んで、本人と保護者が理解・納得できるまで話し合いを重ねることが大事です。

この時に、ひとりひとりの特性を把握して作成される個別支援計画が不可欠です。

これらのシステムを設計でき、事務量をこなせる必要な人材や人員数を配置して実現できるよう行政に働きかける必要があります。

障がいを理解する教職員の養成を

教育を担う教職員には、子どもたちの手本であることを再度意識し、正しい人権教育や、自己肯定感を高めて他の人を認めることができる教育を実践することを望みます。教職員は、どんなに嫌だと思える生徒に対しても平等に接する心を持つ人であることが必要です。

そのために、一方的に学ぶ講義・研修ではなく、障がいのある子どもがいる現場実習や現場でのコミュニケーション力をつけるための研修、そして教員が気兼ねなく相談できるシステム・ネットワークを構築し、教職員がひとりではかかえこまず、解決できる手立てをつくることも必要です。

また、時代とともに変化する人権概念についても学び続ける必要があります。

差別や暴言・嫌がらせの問題を早期に発見し適切に解決する仕組み作りを

差別を受けたり、いやな思いを訴えられない子どもについて、差別などの事象が表に出にくいという問題があります。差別や暴言・嫌がらせの早期発見や防止のためには、被害を受けた障がい者が早期に被害を相談する窓口が必要です。教育機関の側も、単に一教師の対応にまかせるのではなく、問題発生の責任を単に教師の学級運営の問題に矮小化することなく、解決することに重きを置き、例えばスーパーバイザーを設けて、適切なアドバイスや必要な介入ができる仕組みや、教職員や学校と保護者や本人の双方が率直に言い分がいえる第三者機関などの仕組みが必要です。

合理的配慮を重ねて差別解消を

障がい者を迎え入れるためには、その障がい者の特性を踏まえた合理的配慮が不可欠です。しなしながら限られた人員と予算の中で、障がい者に見合った合理的配慮を行うのは容易なことではありません。その結果、障がい者を厄介者として排除し、直接差別に至るといった実態が見えてきました。

絶え間ない合理的配慮の積み重ねが差別を根絶する道筋であることを確信しました。

率直な意見交換を

今後ぜひ、教育機関や教職員の方たちと、何が問題なのかを共有して、忌憚のない意見交換を行い、解決策を検討する機会をもちたいと思います。

【代表的な事例】

直接差別

- 幼稚園に問い合わせをした際に、発達に遅れがあることを告げると、態度が変わって「うちでは責任がとれません」「障がい者はお断りしています」と言われた。（広汎性発達障がい）
- てんかんがあるということで、いくつかの幼稚園からは電話で問い合わせた時点で断られた。見学に行った時も「てんかんの子を受け入れたことはない。先生たちがおびえてしまう」と言われた。（広汎性発達障がい、てんかん）
- 保育園に入園を問い合わせた際、電話でダウン症があることを告げると「園では障がい児を受け入れたことはない」「ダウン症に詳しい保育士がいない。他をあたってください。」と子どもに会わないうちに、4～5件断られた。（ダウン症）
- 高校受験の際、県立の普通高校へ相談に行ったが、「階段はどうするのか。私たちは何も対応できない。」「カリキュラムに農作業があるが、それができないとだめだ。」「体育の授業も見学では困る。」など、こちらが障がいであろうもないことを並べたてられ、事実上受験拒否された。（進行性筋萎縮症による肢体不自由）
- 普通高校の点字受験が教育委員会に拒否された。（視覚障がい）
- 小1の運動会の時、走るのが遅く、全校リレーの競技は他の学年の迷惑になるので走らないでほしいと担任に言われた。（知的障がい）
- 小学校新1年生の入学説明会に、特別学級の児童は全員呼ばれなかった。説明会のプリントも配布されなかった。特別学級の担任に理由を聞くと、「騒がれて、説明会を邪魔されたくなかった」と言われた。プリントが配布されなかったので手作りの袋などの準備が遅れたが、その経緯を知らない親学級の先生が「（準備ができていないことに関して）これだから、障がい児の親も、障がい者か？今年はずれだな。」と話していた。（知的障がい）
- 中学校の卒業式の際、他の人は出席番号順で呼ばれており、順番が近くなったので立ち上がろうと準備をしていたが飛ばされ、最後に呼ばれた。差別を感じ、とても残念でくやしい思いをした。（情緒障がい）
- 小学校の先生から、授業や課題、体育会、学芸会などにおいて、本人が練習すればできる内容にもかかわらず、わざと取り組ませないという差別を受けた。そして周りの保護者や教師には、「何にもできなくて、あの子を受け持つのは大変だ。」と話していた。（自閉症スペクトラム）

合理的配慮の不提供

- 小学校の時、体育で鉄棒や水泳などで自分ができないときに、じっとしているしかなかった。自分にできることを教えてもらったり、手伝ったりしてもらいたかった。みんなと一緒にできないことはつらかった。（知的障がい）
- 特別支援学校では席が空いていたら高等部の人でもスクールバスに乗れるようになったが、添乗員の数は変わらないので問題行動のある人は遠慮してほしいと言われ、乗れなかった。（知的障がい）
- 大学や大学院での点字やデージー、テキストデータでの資料提供など情報保障が全く受けられなかった。（視覚障がい）

暴言・嫌がらせ（ハラスメント）・虐待

- 小学校では、障がい児のことを「ガイジ」と呼んで、さげすむ発言をする子たちがいた。障がい者のことは「ベンツ」とか「ビーエム」と呼んでいたらしい。（「ベンツ」や「ビーエム（BMW）」→「外車」→「障がい者」）（精神発達遅滞）
- 小学校の特殊学級に編入したころ、登下校の際他級生から、殴る、ける、口の中に小石や砂を入れられる、衣服を破られるといった暴行をよく受けていた。（知的障がい）
- 小学校1、2年のころ、休み時間に校庭で上級生から、泥水のコップを渡され「飲め」といわれた。（知的障がい）
- 小学校時代、交流クラスの人に「わたしはバカです」という紙をペンケースに入れられたり、体をつねられていた。教師は保護者が言うまで気が付かなかったが、その後も意識して注意はしてもらえなかった。
- 中学時代の交流クラスで「お前は汚いから来るな」とか、傘を振り回されて威嚇されていた。
- 小学生の時、特殊学級の教師から腹部を殴られた。顔だと目立つため腹部を選んだのではないかと思う。（知的障がい）
- 小学校で、特別学級の保護者たちから、親学級にもっと交流させてくれるよう校長に相談したら、校長がA4サイズのコピー用紙の束(10 cm程)を机に出し、「これはいじめの記録です。こうなりたいですか?」と言った。いじめを阻止しないのか尋ねたところ、「子供と親の自己責任で、学校側は迷惑している。これ以上迷惑をかけないでくれ。」と言われた。特別学級の保護者に新聞記者がいることがわかったら交流を始め、二度と校長が話し合いに出ることはなかった。（知的障がい）
- 家族から包丁をつきつけられ「死んでほしい」と何度も泣きながらお願いされた。小学校低学年の頃から一人の人格（人間）として扱われてこなかった。犬・ネコ以下だとかいろいろ言われ、毎日殴られたり、けられていた。近所の人からも「あの子とは遊んではいけません」と言われ続けた。学校の先生からも「物忘れや宿題忘れが多いから、給食を食べてはいけない」といつも言われていた。（軽度知的障がい・不注意型多動性障がい・不安パーソナリティ障がい）

7.情報・コミュニケーションの領域

この領域では、事前に想定されていたように視覚障がい、聴覚障がいの事例の割合が多く見られました。視覚障がいの場合は、学校や訓練施設で視覚障がいに対応した情報提供がなかった、地域で回覧板が回ってきても全く分からない、といった教育や就労、日常生活全般の事例が多くみられました。一方聴覚障がいの場合は、こうした日常生活の場面での事例はもちろんのこと、「テレビの災害時緊急通報に字幕がない」、「地下鉄などの交通機関を利用しているときも、「緊急時は音声だけの案内しかない」といった緊急時に非常に不安を感じる場面が多いことが明確に表れています。視覚障がいの方も、テレビの緊急通報が警報音だけで音声がないことから不安だけを感じており、災害対策が大きな課題となっているこの時期に、まず視覚や聴覚に障がいのある方へ適切な形で情報提供がなされるよう、最優先で取り組まなければならないのではないのでしょうか。

上記のように適切な情報を得ることができないことにより、日常生活の中で周辺の情報を把握できず、「他の人が働いていても自分は何もできない」等、孤立感、疎外感を感じるという結果をもたらしています。

とりわけ行政の窓口や警察官など、社会生活に欠かせないコミュニケーションが求められる立場の人には、特に障がいについての十分な理解が求められるため、基本的な教育を講じなければならないと感じさせられました。

【差別の背景・要因】

聴覚障がいや視覚障がいのある方がどのようにして情報を得、いかなる手段でコミュニケーションをとっているのか、社会内で認知されていないと言わざるを得ません。

聴覚障がいのある方の中でも様々です。職場や家族間で、手話や筆談がなければコミュニケーションがとれないにも関わらず無視されたり、後で簡単に伝えられる、といった事例がありました。聴覚障がいでも聞こえ方は一人ひとり異なっており、手話でないといけない人、筆談でなければいけない人、あるいは唇を見て話を理解している人もあり、マスクをして話をされてもわからないなどの事例がありました。コミュニケーションの手段は様々であることと、顔と顔をあわせるコミュニケーションでは、相手に対して尊厳を無視した対応は相手を非常に傷つけるということをおかしく感じることが必要だと強く感じさせられました。

基本的な対策は障がいのある人もない人もが参加して、共に考え、共に行動することによって、障がいのある人を普通に受け入れ一緒に生活する社会環境をつくることではないでしょうか。

そのためにもまず、手話・要約筆記の拡充やホームページのアクセシビリティの改善など、障がいのある一人ひとりに障がいのない人と平等な情報・コミュニケーションを保障する具体的な条例の整備が必要です。併せて、学校教育・社会教育と連携しての、学校・地域・職場での体系的な啓発と、幼少時から高齢期までの効果的な啓発の推進が望まれます。

【代表的な事例】

- 地方のNHK・民放のニュース番組に字幕をつけてほしい。災害・事故等をアナウンスされるが聞こえない者には分からない。緊急時に対応が遅れ、命の危険にさらされることが起きる。（聴覚障がい）
- 地下鉄の事故等による放送はほとんど音声によるもので情報が十分に保障されていない。（聴覚障がい）
- 厚労省管轄のリハビリセンター等の施設で十分に点字や音声による説明、テキストデータでの提供などの情報保障が受けられなかった。（視覚障がい（全盲））
- 筆談の苦手なろうあ者もおり、様々な窓口で手話の出来る人がほしい。十分なコミュニケーションをとるために。（聴覚障がい）
- 係員だけのミーティングがある際に、前もって私に知らせず、ミーティングが終わった後、私だけ説明を受ける。（聴覚障がい）

8.政治・司法・資格・行政の領域

これらの領域での差別的な取り扱い、障がいをもつ方が社会参加するに際して大きな障壁となってしまいます。例えば、政治参加の権利はすべての市民に保障されるべきですが、投票する権利の行使では、障がいの特性により投票の行使に困難を伴う事例がありました。また、行政上様々な申請を行う場面がありますが、障がい者施策を利用する場合、本人直筆の申請を求められます。署名の部分のみ直筆を求め場合もあります。障がいの特性を考慮した配慮が乏しく、今後の支援の工夫が望まれます。警察の窓口での不適切な対応のために不当な扱いがされている事例がありました。重要な資格試験である運転免許の取得についても指摘がなされています。近時改正された道路交通法の「一定の病気」に対する特別な取り扱いにより、運転免許の取得・更新に際して交通事故につながる症状を自己申告することが義務付けられた結果、これに直接該当しないてんかんや精神障がい者の就労にも影響を与えていることが事例より伺えます。また、地方公務員等の採用試験についての事例では身体障がい者に偏った試験を実施しているという指摘がありました。

【背景 要因】

選挙の場面では、投票所の現場対応だけを見ても、障がいのある方が考えられていないことがよく分かるのではないのでしょうか。

例えば視覚障がい者の代筆による投票では、投票用紙に記入する名前の確認などが困難でプライバシーの保護が不十分です。知的障がいのある人では、知的障がいのため、投票用紙に記入する際に困難を生じます。現行制度では代行記入する場合は選挙管理委員会の認定する者が代筆します。この状況下での代筆者に対しては知的障がい当事者との意思疎通は困難です。配慮ある適切な対応が必要です。絵カードなど多様性のある選択肢を用意するなどが考慮されます。更に、日ごろから意思疎通のできる者を第三者機関（施設職員など）とし、その者が立会いの下で投票するなどの支援が望まれます。車いす利用の重度の障がい者では、構造が貧弱な記帳台によりスムーズな記帳が困難な場合など課題も多く、また、慣れない投票所での選挙管理委員会の支援は当事者にとっては混乱してしまうなど、有権者として障がいのない市民と平等な権利を確実に保障することが求められます。

公的機関での申請の場面では、申請者に自筆をさせることにこだわるあまり、自筆が困難な肢体障がい者による手続きに支障が生じるなど、障がい当事者に不利益を生じさせている事例もありました。本人を確認する条件整備（複数の職員が立会人とする）の下、代筆署名が確認できれば問題の解決につながります。それぞれの障がいの特性に応じて平等な権利が保障され、この分野における差別をなくさなければなりません。

警察や司法に関わる職員の障がい者に対する無理解が暴言などの不当な対応が司法へのアクセスを困難にしてきました。司法の前段階としての役割を持つ警察や司法に関する全職員に対して、障がい者の正しい理解及び平等な権利保障のために、きちんと教育がされるよう働きかけていくことが必要です。裁判所においては、難聴者、中途失聴者、聴覚障がい者といった聴力に障がいがある人でも裁判を傍聴できるよう、その責務として、それぞれに応じた適切な方策を講じることが望まれます。また、他市での事例を基にした司法判断ではあるものの、福岡市でも起こりうる普遍的な問題を含むために、指摘すべきと考えられる裁判例もありました。

免許制の資格試験に、法律に「一定の病気」が明示された結果、そうした病気・障がいを持つ人が皆、危険な運転をするものと認知されてしまう風潮が生まれ、差別を助長しています。元来、資格試験については、当該者に求められる能力によって個々に判断されるべきものであり、障がいを理由として一律に排除されるべきものではありません。法律や制度の周知の仕方、報道の在り方については大いに改められる必要があります。

公務員試験の応募条件については、身体障がい者以外の障がい者が排除されている現状です。一般試験では応募要件を撤廃し、採用試験についても障がい特性に応じたものに組み替える工夫及び特別枠の改善が必要です。障がい特性によって不公平が生じないような採用試験の実施が望まれます。

【代表的な事例】

直接差別

- 置き引きをされて、派出所へ親子で届け出に行った時、受け付けてくれた警察官ではなく、中央に座っている上司らしき方から、「本当にバックを持っていたのか」「ひとりで外に出すんじゃない」と言われました。（自閉症）
- 県や福岡市の公務員試験の応募条件に、身体障がいの方しかチャンスがありません。その他の障がいの方へのチャンスがありません。（広汎性発達障がい）

合理的配慮の不提供

- 選挙の時に、受付でガイドヘルパーさんの介護がストップになるけど、最後まで付いて来てほしい。なぜならば、選挙管理委員会の方の代筆を選挙管理委員会の方は確認されるけど、私としても、こちらの方でガイドヘルパーさんに確認して欲しいです。（視覚障がい）
- 区役所の期日前投票に行きますが、入口で係の人に変わられ、本人が候補者の名前を忘れてしまって、後ろから投票する私の方を振返っても、教えてあげられない事があり、とても残念！（多発性硬化症）
- 道路交通法の改正によっててんかん・精神障がいの病名を書くことが免許更新のときに義務づけられた。主治医の診断書なども必要になる。これによって免許更新が今まで以上に難しくなる。また事故のときは重い罰則が課せられる。現在免許をもたないと仕事にも支障をきたし就職先も限られてくる。更新もできにくくなると、社会参加にも大きな障害となる。（広汎性発達障がい・統合失調症）

暴言・ハラスメント・虐待

- 人との接触事故で白杖が折れ、警察に相談したが、威圧的な態度で我慢しなさいと言われ、被害をうやむやにされました。（視覚障がい（全盲））

無理解 偏見 その他

- 息子が20歳になり、選挙の投票ハガキが郵送されてきました。息子の一票をどうしたらいいのかと思い行政に尋ねたところ、本人の意思が確認できる方法（うなずく、目を閉じるなど）があれば大丈夫ですと。息子には最重度の知的障がいがあり、本人の意思の確認は他の人にとっては不可能です。親としては、本人のためになる政策を掲げている所に息子の一票を入れたいと思いましたが、この一票は何も活かされず死に票に（ダウン症 難治性てんかん）
- 発達障がいへの正しい知識の無さ、偏見から、本人たちは、能力があるにも関わらずに、障害年金も取れない人が多く、自立して生活をしていく上においてとても不安に思っています。（広汎性発達障がい）

さいごに

冒頭に全事例の内約30%が私人間の問題であったことを指摘しました。とりわけ「コミュニティ・社会・その他」に分類される暴言・ハラスメントや偏見・無理解の事例は膨大な数字にのぼっています。街中や隣近所、家族・親族内、学校・幼稚園・保育園、電車やバスの車内など、日常生活のあらゆる場面において、障がいのある人やその家族は、直接か間接かを問わず、差別的な発言や態度に苦しめられていることが別冊の回答集を読んでいただければ理解いただけると思います。

中でも最も多かったのが、無理解・偏見、つまりそれ自体は差別とは評価できないけれど、そのために当事者が精神的苦痛をこうむり、社会参加を自ら諦める結果を招いてしまうなど、広く障がい者に対する差別の背景に存在する問題と評価できる事例です。その人にとっては何気ない行動が、障がい当事者を深く傷つけ、自らを閉ざしてしまい、結果として差別を容認してしまう社会につながりかねません。

ここでは個人の差別行為や無理解・偏見に基づく不適切な態度が問題とされています。また、行政や福祉の窓口担当者の無理解・偏見が、障がい当事者の権利行使を阻んでいるという問題も、ともすれば当の担当者個人の資質の問題と捉えられてしまいます。しかし、一見私人間の、あるいは当の個人の問題であるかに見えても、それはまさにこの社会が持つ問題そのものであるというべきです。また個人のみを批判することは、前向

きの解決にはつながらず、それどころか場合によっては、この問題から目を背けさせてしまいます。個人批判ではなく、一步踏み込んで、対話をし、共に考える、そのような社会の仕組みをつくっていくことこそが、問題解決には必要なのではないのでしょうか。

こうした問題を個人に還元せず、社会のあり方の問題として、学びの場や問題解決の場を築き上げる責任が、福岡市にはあり、そのための具体的な施策を模索し、実現化する機能こそが、条例には求められているのではないのでしょうか。

IV. 周りの人や地域・社会の人に理解してもらいたいことや 協力してもらいたいこと

〈凡例〉 年齢 診断名 (回答者)
願い

10歳未満 知的障がい (母)

「障がい者」として特別視するのではなく「個性が強い人」として地域や社会に受け入れてほしいです。

10歳未満 知的障がい (母)

周りの人たちはもちろんですが、実際理解をしなくてはいけない施設につとめている方(職員)が理解してない方がいらっします。そんな方々に理解・協力していただきたいです。

10歳未満 発達遅延 (母)

ダウン症、自閉症について 中学や高校で学習する時間を作ってほしい。

10歳未満 メビウス症候群 (母)

メビウス症候群と言う病気をたくさんの方々を知って頂きたい。日本に200名ほどの珍しい病気です。主に顔面神経麻痺があるため、表情が乏しいのが特徴です。

10代 知的障がい (母)

知的に障がいをもつ人は、嫌な思いをしても自分で伝わる表現で訴えることが難しいことや、又、差別を受けていることがわからないことがあることを理解してほしい。親でも見ていない所で差別されていると本人からの訴えや説明がないので”わからない”ことが多い。「変な人」や「困る人」ではなく「困っている人」と理解してもらい、差別感情をなくす(減らす)ようになってほしい。

10代 知的障がい・四肢体幹機能障がい (母)

障がいがあることが特別な事ではなく、色々な人がいる中の一人だという事を理解してほしい。

20代 脳性麻痺による四肢体幹機能障がい (母)

障がいを持つ子がいるというだけで「大変ねえ」「苦労してるねえ」「頑張ってるねえ」優しさからか同情の言葉をたくさんもらいます。でもその言葉は我が子の存在を拒否された気持ちがして悲しいです。この子がいて楽しい事いっぱいあるんですよ。普通の子育てと同じなんです。育児の期間が長いだけなんです。幸せなんです。この子に会ってちゃんといい所を見て下さい。そう思ってます。

20代 知的障がい (母)

地域での差別は子どもの特質を知らないから起こることで、小さい頃からの地域との繋がりでみんなに理解してもらう事が重要だと思います。孤立化しないように子供の暮らす地域の行事にボランティアなどを配置して障がいを持つ子どもが参加しやすいように、地域参加をしていく事がお互い大切だと思います。子どもの特性を理解してもらったうえでの参加です。子ども会や地域のお祭りなど、地域での繋がりを自治会などに理解してもらいたい。老人は手厚いが、障がいを持つ子どもはなかなか理解されてなく孤立しがちです。親も参加しづらく地域から離れたサークルなどに参加しているのが現状です。娘は小学校から普通クラスで、理解が難しくなると取り出し授業してもらい、中学で特別クラス、高校で支援学校なので、小さい頃の娘を知ってもらっているため、高校からは地域を離れても地域の居場所はある地域とのつながりもあります。差別されたことがなく温かい地域で感謝しかありません。小さい頃から地域参加がテーマだと思います。

40代 知的障がい・感音性難聴 (母)

どんなことでもいろんな方法で丁寧に説明してほしい。

40代 知的障がい (母)

地域の中でほんの少しの顔見知りであってもちょっとした声かけや見守りがとてもありがたいことだと思います。地域の学校に通学していませんので、本人を知る人が近所にいないこともあり心細いものです。

40代 知的障がい (母)

身体障がいは一目でわかるけど、知的障がいは分からないので、市・県の福祉課で専門の先生を招き、地域・育成会・警察の方に勉強して理解してほしいです。

60代 知的障がい (兄弟)

障がい者は、単に障害があるというだけでなく、多くの場合、病気や病気未満のさまざまな症状を抱えている人が多いと思います。そして、虚弱体質の場合、健常者に比べ病気の進行が著しく早いという特性があると思われれます。医療関係者に望むことは、障がい者の特性を理解したうえで、治療に熱心に取り組んで頂きたい。特に選択肢の少ない地方の医療関係者、とりわけ、かかりつけ医にお願いしたい。そのためには、医療関係者の知識不足、情報不足を補う意味で、事例を集約して治療の方針をアドバイスする、都市部も地方も広域的に利用できる「障がい者の治療に関する相談センター」のようなものが必要かもしれません。

60代 知的障がい (兄弟)

地域で本人の存在を知ってもらい、笑顔であいさつができる関係を増やし、災害時等支援してくださる人が周りに多くいると心強い。

60代 知的障がい (母)

健常者と同じように自然に受け入れて欲しい(あいさつ、言葉かけ等)

10歳未満 ダウン症 (母)

親が見ていないところで、いじめられたり、本人が変なことや悪いことをしていたら教えてほしい。一人で歩いていたら声をかけてほしい。一人で外出している時、災害にあった場合助けてほしい。普段からあいさつをしてほしい。

10歳未満 ダウン症 (父/母)

障がいのある子を持つ親はそうでない親と同様我が子を愛し、決して不幸ではない、ということを理解してほしい。障がいがある人もその人の得意な面、素晴らしい面、があるということを知ってほしい。そのためにはこちら側も自分の子どもについて理解してもらう為に地域での活動など積極的に参加してまわりの人たちと関わる必要があると思う。障がいを持つ人やその家族が活動に参加したり関わっていくことを温かく受け入れてくれる社会であってほしい。

20代 ダウン症 (母)

町の中で何か困ってもじもじしていたら、優しく声かけをしてほしいです。言葉でうまく伝えられないかもしれませんが、わかってほしいです。

20代 知的障がいA・ダウン症 (母)

障がい者が話しかけてきた時は、やさしく(ゆっくりと低い声)答えてほしい。困った様子で話しかけられた時、言葉が不明瞭で意味が解らない時は、連絡できるもの等持っているかどうか聞いて、持っていたら家族・施設に連絡をお願いしたい。パニック等(興奮したり、大声を出し車内で立つ)起した時は、見守りで落ち着くのを待ってほしい。

20代 ダウン症 (母)

幼稚園、小学校の低学年の時は地域の受け入れがあつて良いのではと思います。知り合ったお母様方から子供たちに思いやりや、やさしさができて良かったとの言葉をいただきました。

10代 脳炎後遺症による体幹機能障がい (母)

公共の場の駐車場、障がい者用スペースは、健常者はできれば止めないでほしい。個人のモラルの問題だとは思いますが…。車いす利用は一般の狭いスペースでは、車の横に車いすを付けて乗降できないことを知ってほしい。

10代 急性脳症による両上下肢の機能全廃 (母)

障がいがあるうがなかろうが、同じように生きていることにはかわりないので、社会の一員としてあたたかく見守ってもらいたい

10代 四肢体幹機能障がい、知的障がい (父/母)

本人や保護者が希望するならば、どんな子どもでも、地域の学校に普通に受け入れてほしい。「地域の学校では、十分な教育ができない」と考えるのではなくて、「どんな子どもにも十分な教育を施さなければならない」と考えてほしい。

20代 レット症候群 (母)

災害があった時声を掛けてもらいたい。西方沖地震の際は給水タンクが破損したりエレベーターが止まったりしたが同じ階の方から情報をいただき対処が出来た。

20代 筋ジストロフィー (本人)

車いすで行動しやすい町を作ってほしい

20代 ダウン症、頸椎症による両上下肢機能障がい (母)

障がいの為、地域の学校に通うところが出来ずに、バスで通う支援学園・学校での生活が主でした。地域に友だちもなく疎外感を感じる日々でした。できるだけ、生まれ育った地域と一緒に成長を見守って下さる地域の人達と関わりたく、家族の応援で地域の行事や公民館のサークルに参加しています。近頃は、近くを散歩していると声をかけてくれる小学生やおばちゃんが増えてきました。そのひと声が、家族にとっても、そして障がいをもつ本人にとっても一緒にこの町に住んで生活していることを実感できる幸せなものと感じています。ぜひ、声をかけてほしいです。

30代 脳性まひ (本人)

補助犬と外出している時に勝手に補助犬をなでたり、声をかけたりされると犬の注意がユーザー以外に向き(仕事に集中できず)補助犬・ユーザー共に危険です。まずはユーザーに声をかけてください。

40代 脳性マヒ (本人)

- ・車、自転車の路上駐車は、車椅子での移動時、怖い思いをします。停めないで欲しい。
- ・高校生の自転車走行が怖い。(歩道をスピードあげて走行している)降りるかスピードを緩めて欲しい。
- ・店舗内の車椅子で移動は、狭く商品に手があたりそうな所もある。買い物を楽しみたいので配慮してほしい。

40代 脳性マヒ (本人)

東日本大震災を機に、住んでいる地域でも避難訓練が実施されているが、動ける人だけの避難訓練で自力で動けない障がい者はとり残されているように感じます。

60代 頸椎損傷 (本人)

車イスで移動することが多いのですが、路面の凸凹や段差があって通りにくい道が多く大変苦勞します。そんな時、車イスを押してくれたり、歩道を横切の際、車を止めてくれたりしてもらえると、外出する時の不安が軽減されるのですが。※以前に比べると声をかけてくれる人が増えてきました。

60代 脳性、言語障がい (本人)

地下鉄に自分で乗れるようにしてほしい。車いすの人が自由に駅員の手伝いがなくても乗れるようにしてほしい。一般の人でも地下鉄のエレベーターを使い待つことが多い。

60代 フリードライヒ氏病による四肢経性マヒ (本人)

障がいがあるからと気を使わずに普通に接してもらいたい。

70歳以上 脳梗塞 (本人)

行動が遅いので理解してほしい

60代 両眼視神経委縮 (本人)

誰もがいつ担うかわからないこの障がいを皆さんが自分のことと受け止め、かわいそうだという意識がとりのぞかれてこそ差別のない社会だと思う。

70歳以上 視覚障がい者 (支援者)

盲導犬についてもっと理解していただきたい。どこでもすんなりと入れるようにしていただきたい

30代 感音性難聴・先天性心臓機能障がい (本人)

手話を生かせ、手話で会話ができるような、また手話に理解がある社会を作ってほしい。

「障がい者だから出来ない」という考え方は捨て去ってほしい。障がい者だからこそ、それをカバーする配慮(耳の聞こえない人には手話での会話、マナーを教える雰囲気など)を付け加えることで、通常の人と同様にできる。少しでもその「配慮」をすることの優しさを持ってほしい。

40代 聴覚障がい者 (本人)

公共機関で働く人たち全員が挨拶やいつも使う言葉だけは手話を覚えていただきたい。単に手話を覚えるだけでなく、聴覚障がいという特性のそのものを理解していただくようお願いしたい。

50代 感音性難聴 (本人)

筆談に快く応じてもらいたいです

50代 聴覚 (本人)

耳が聞こえないと言うと、声を大きくしたり、耳に近付けて話しかけたりすることが多いので、聴覚障がい者のコミュニケーションはいろいろあることを理解してほしい。(手話・筆談など)

60代 全聾 (本人)

地下鉄で何かトラブルがあって遅れる時、その情報が知りたい。それを知ることによって対応策をたてることもできるけど、今は誰も教えてもくれないし、こちらから聞いてもわかるようには教えてくれない。

60代 聴覚障がい (本人)

災害時の情報を提供してもらいたいです。

70歳以上 聴覚障がい・音声言語の喪失 (本人)

災害時の広報車が来た時など近所の人に知らせてもらいたい。

50代 盲ろう (本人)

視覚と聴覚の両方の面で、助けてほしいこと、してほしいことはたくさんあります。それより、多種多様な障がい者と、障がいを持っていない人、老若男女が同じ社会のなかで生活しやすくなるにはどうしたらよいか…。老若男女は外面でわかると思いますが、障がいがあるかどうかは外面ではわからないことも多いです。当事者は自分が障がいを持っていることを周りに知ってもらおう。障がいを持っていない人は、障がいを持っている人に対して理解の気持ちを持ってほしいです。

40代 高次脳機能障がい (母)

外見は障がいがあるのがわからないのに、話をすると同じ話題を繰り返したり、思っている事を押し通そうとします。そんなとき、これが障がいなんだと理解していただきたいです。

50代 てんかん (本人)

てんかんを知らない人が多すぎます。誰でもがてんかんについて正しく知っておくべきです。てんかんはありふれた病気です。てんかん患者は100人に1人。全国に100万人以上です。福岡市の場合、人口150万人とすると15000人くらいのでんかん患者がいることになります。その中には他の障がいがなく、てんかんだけの人、薬で発作が落ち着いている人などでんかんであることを隠している人がたくさんいるはず。この社会、てんかんであると言えば誤解され差別されることになりますから。

無記入 (支援者)

社会は、どうしても健常者というのが前提のサービスや対応マニュアルとなっており、マニュアルにかいていない状況となった時、親切で配慮のある対応のできるような教育がなされていないと感じる。超高齢社会となるので、身体障がい者の方も増えてくると思います。

20代 統合失調症 (本人)

病気の事を知ってほしい。正しく理解してもらいたい。

30代 スタージ・ウェーバー病 (本人)

精神障がい者も身体障がい者も一人の人間なのだから、精神障がい者は身体障がい者と比べて「変だ」とか「おかしい」とか偏見の目で見られる人たちが、社会があります。でも、精神障がい者も感情をもった人間なのです。障がいを持って生きるという事はそれだけでも意味があるのだと思います。

30代 統合失調症 (本人)

障がい者への差別は無知からはじまると思うので、義務教育の中に障がい、特に精神障がいの教育を取り入れてほしい。そうすることで、病気の症状が出たときに知識があれば、早目に病院にもかかれると思う。

40代 精神障がい・統合失調症 (本人)

精神障がいは誰にでも起こる。特別なことではないことを理解してほしい。大人だけでなく学校の教育でも少しでも学んでほしいと思う。

50代 精神障がい・統合失調症 (本人)

特定の人を排除する社会はもろい社会だと言われるが、そのことを理解してほしい。精神障がい者は、まれに事件が起こることがあり、理解を得るには地道な努力がいる。精神障がい者の実際の姿をまず知ってほしい。精神障がい者に関心を持ってくださる地域住民も少なからず存在する。「私たちに何ができますか?」と言ってくださる市民もいる。彼らが学ことができる機会、特に当事者の体験談などが聞ける機会を提供し、理解の輪を広げて欲しい。

10歳未満 自閉症 (母)

子供が大人になってからの事(仕事・グループホーム・一人暮らし)など、自立に向けての環境がまだまだ少ない事を強く感じます。その子に合った個性をいかして働ける場、自活に向けてのサポートの人員を増員していただける環境を願っています。

通園施設以外の学校の先生方～発達障がいの子どもたちについて、理解していただけたらありがたいです

10歳未満 広汎性発達障がい (母)

小児科以外でもお医者さんや看護師の方たちにもっと見えない障がいについても知ってほしいです。

10歳未満 広汎性発達障がい (母)

私の息子は自閉症の一種「広汎性発達障がい」と診断されました。調子の良い時、落ち着いている時は普通とそう変わりません。見た感じもわからないと思います。私も息子の障がいは、本や専門家の話などの情報で日々勉強中です。「愛情がない」「仕事をしてほったらかし」「家庭崩壊しているから」「子どもは親の鑑」。一般的に子どもによくないという親の行い＝障がいになったというのが間違いだと理解して欲しいです。その様な言葉が、親の私たち（特に母親）を苦しめています。医療機関では、すごく理解して協力して頂ける所と、そうでない所の差が雲泥の差です。障がいをカミングアウトしてなくても、先生が気づかれて母親の私を気遣ってくれる先生もいらっしゃるのも事実です。走り回ったり奇声をあげる子どもがいても「親のしつけがなっていない」と親を説教するのではなく、親や祖父母が一生懸命に対応しているのであれば「頑張っているね」と言ってほしい。

10歳未満 自閉症 (母)

私も自分の子どもが自閉症だと分かるまで、どのような障がいなのか全く知らなかったのですが、一般の方にもっと障がい名や特性を知ってもらえたらと思います。

10代 アスペルガー (夫または妻)

社会にはいろいろな人がいること、当たり前のことですが、想像力をもって障がいを持つ人の不自由さを理解してほしいと思います。学校や、職場に理解をして受け入れることを望みます。専門知識を持つ人材を増やし、配置したり、一般の方に広く知っていただくことがまだまだ必要です。カウンセラー、コーディネーター、支援員などの常勤化、教員のスキル向上も必要だと感じます。発達障がいについてご存じない方にひどく扱われたことがあります。

20代 自閉症 (母)

福岡に引っ越してきました。福岡でも2度引っ越していますが、今の場所が今までで一番理解があり、引っ越すのはもうないと思います。時々顔を見たとき、息子のことも気にしてくれて元気かと聞いてくれます。何かあったらいつでも言ってと言ってもらいます。こんなささいな暖かい言葉が一番嬉しいのです。

息子の在宅中、父親がいなければ一歩も外には出られません。息子が通所して家にいない4時間ほどの間で買い物、家事をしますが、ショッピングに行く事も、映画を見に行くこともましてコンサートに行く等時間的に全くできず、ほとんど家の中ですごして孤立しています。障がい者のいる家庭を理解していただくことはもちろんですが、ここに居ていいんだという暖かい言葉かけで理解者がいてくれるという思いで何より心強いです。

V. 後掲資料

「福岡市に障がい者差別禁止条例をつくる会」について

規 約

「福岡市に障がい者差別禁止条例をつくる会」会則

第1条 会の目的

福岡市において障がい者への差別をなくし、障がい者の権利を守るとともに、障がいのある人もない人もともに分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する地域をつくるために「福岡市障害者差別禁止条例」を制定させるための活動を行う

第2条 会の名称

会の名称を「福岡市に障がい者差別禁止条例をつくる会」とする。

第3条 会の構成

会は、会の目的・会則に賛同し、会費をおさめた者で構成する。

第4条 会の組織 会の運営のため以下の役員をおく。

世話人代表 世話人副代表 世話人 事務局長 事務局次長 会計
会計監査

第5条 世話人会

会の意思決定機関として世話人会を置き、会活動の運営、執行を行い、事業方針、活動、会計、会計監査等の報告会を行う。会の活動内容について議決を行う場合は、議長を選出し出席者の過半数をもって議決する。

第6条 世話人

世話人は、当事者、関係団体、学識経験者等から本会の活動に資すると認められる者を代表世話人が委嘱し、設立会及び世話人会で選出する。世話人は、会運営を分担し、一般市民、各関係機関等に対する啓発、周知等の活動に協力する。

第7条 世話人代表及び世話人副代表

世話人会に世話人代表を置き、世話人代表は会を代表する。世話人副代表を複数名置き、世話人を補佐する。

第8条 事務局

会に事務局を置き、世話人会及び会運営の事務、調整を行う。

第9条 会計

会に会計を置く。

会費は、個人年間1口500円、団体1口3000円とする。

会の運営は、会費や協力金などを財源とする。

会費及び協力金は返金しない。

会の運営活動費は決算期日を3月末日とし、会計監査の監査を受け、世話人会、報告会に報告する。

附則

この会則は、平成25年8月31日より施行する。

平成25年12月11日一部改正

世話人団体

(順不同)

(社福) 福岡市身体障害者福祉協会
福岡市肢体障がい者福祉協会
(社福) 福岡市手をつなぐ育成会
きょうされん福岡支部
福岡県脊髄損傷者連合会福岡支部
日本ダウン症協会福岡支部
福岡県肢体不自由児者福祉連合会
(NPO) 福岡中失難聴者支援福祉協会
福岡チャレンジドネットワーク
(社福) 福岡市手をつなぐ育成会 ひまわり園
福岡・障害者と暮らしを創る会
障害児・者の生活と権利を守る福岡市連合会
(NPO) 福岡市障害者関係団体協議会
(社福) 福岡市社会福祉協議会
福岡療友会
公益社団法人日本オストミー協会福岡市支部
全国障害者問題研究会 福岡支部
(社福) さざなみ福祉会 地域活動支援センター I 型 リプル
障害者自立支援法違憲訴訟の基本合意の完全実現をめざす会
福岡市成人期高機能自閉症・アスペルガー症候群等親の会「あすなろ」

福岡市精神保健福祉協議会
福岡市障がい者社会参加推進センター
障害者の生活と権利を守る福岡県連絡協議会
NPO 法人障がい者より良い暮らしネット
福岡市聴力障害者福祉協会
NPO 法人福岡・翼の会
福岡筑声会
こころの病の患者会うざぎ会
(社福) つばめ福祉会
福岡発達障がい者親の会「たけのこ」
(社団) 福岡市視覚障害者福祉協会
福岡市手をつなぐ育成会 保護者会
福岡市自閉症協会
日本てんかん協会福岡支部
(公財) 九州盲導犬協会
(社福) 葦の家福祉会
福岡市民間障がい施設協議会

アンケート用紙

アンケート

1. 答えている方は、どなたですか。○をつけてください。
 本人・配偶者・父・母・きょうだい・祖父・祖母・親戚・支援者
 その他 ()
2. 障がいのある方についてお尋ねします。○をつけたり、() に記入してください。
 ① 男性 女性
 ② 10歳未満 10代 20代 30代 40代 50代 60代 70歳以上
 ③ 障がい名、診断名を教えてください ()
- ④ 手帳をお持ちでしたらご記入ください。() 内に等級を記入ください。
 療育手帳 () 身体障害者手帳 () 精神保健福祉手帳 ()
 持っていない その他 ()
- ⑤ お住まいの状況はどうか。○をつけてください。
 ・ひとり暮らし・家族と同居・グループホーム(ケアホームを含む)・入所施設
 ・その他 ()
- ⑥ 日中の過ごし方をご記入ください。○をつけてください。
 幼稚園・保育園・障がい児通園施設・通常学級・支援学級
 支援学校・専門学校等・一般就労・通所施設・入所施設・自宅
 その他 ()

3. 障がいがあることを理由に、あなたや障害のある人が、「いやな思いをした」「悔しいおもいをした」「理不尽な対応をうけた」「不利益にあつかわれた」などがありましたら、ご記入ください。背景事情がわかるように、できるだけ詳しく書いてください。

それはいつ頃のことですか？ □10年以内、□10年以上前

5. アンケートの回答内容を匿名で公表しても良いですか。どちらかに○を記入してください。了承された場合は、ホームページやニュースレターに掲載される場合があります。

了承する (公表してもよい) 了承しない

6. 福岡市に差別禁止条例をつくる会の活動について、意見や希望があればご記入ください。

7. 教えていただいた事例について、より詳しくお話を聞かせていただきたい場合、直接連絡させていただいてもよろしいでしょうか？

了承する 了承しない
ご了承いただける場合、連絡先をお願いします。

それはいつ頃のことですか？ 10年以内、10年以上前

4. 周りの人や地域・社会の人に理解してもらいたいことや協力してもらいたいことをご記入ください。

障害者の権利に関する条約 (日本政府公定訳) 2014年1月20日公布

前文

この条約の締約国は、

- (a) 国際連合憲章において宣明された原則が、人類社会の全ての構成員の固有の尊厳及び価値並びに平等のかつ奪い得ない権利が世界における自由、正義及び平和の基礎を成すものであると認めていることを想起し、
- (b) 国際連合が、世界人権宣言及び人権に関する国際規約において、全ての人はいかなる差別もなしに同宣言及びこれらの規約に掲げる全ての権利及び自由を享有することができることを宣明し、及び合意したことを認め、
- (c) 全ての人権及び基本的自由が普遍的であり、不可分のものであり、相互に依存し、かつ、相互に関連を有すること並びに障害者が全ての人権及び基本的自由を差別なしに完全に享有することを保障することが必要であることを再確認し、
- (d) 経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約、市民的及び政治的権利に関する国際規約、あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約、拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約、児童の権利に関する条約及び全ての移住労働者及びその家族の構成員の権利の保護に関する国際条約を想起し、
- (e) 障害が発展する概念であることを認め、また、障害が、機能障害を有する者とこれらの者に対する態度及び環境による障壁との間の相互作用であって、これらの者が他の者との平等を基礎として社会に完全かつ効果的に参加することを妨げるものによって生ずることを認め、
- (f) 障害者に関する世界行動計画及び障害者の機会均等化に関する標準規則に定める原則及び政策上の指針が、障害者の機会均等を更に促進するための国内的、地域的及び国際的な政策、計画及び行動の促進、作成及び評価に影響を及ぼす上で重要であることを認め、
- (g) 持続可能な開発に関連する戦略の不可分の一部として障害に関する問題を主流に組み入れることが重要であることを強調し、
- (h) また、いかなる者に対する障害に基づく差別も、人間の固有の尊厳及び価値を侵害するものであることを認め、
- (i) さらに、障害者の多様性を認め、
- (j) 全ての障害者（より多くの支援を必要とする障害者を含む。）の人権を促進し、及び保護することが必要であることを認め、
- (k) これらの種々の文書及び約束にもかかわらず、障害者が、世界の全ての地域において、社会の平等な構成員としての参加を妨げる障壁及び人権侵害に依然として直面していることを憂慮し、
- (l) あらゆる国（特に開発途上国）における障害者の生活条件を改善するための国際協力が重要であることを認め、
- (m) 障害者が地域社会における全般的な福祉及び多様性に対して既に貴重な貢献をしており、又は貴重な貢献をし得ることを認め、また、障害者による人権及び基本的自由の完全な享有並びに完全な参加を促進することにより、その帰属意識が高められること並びに社会の人的、社会的及び経済的開発並びに貧困の撲滅に大きな前進がもたらされることを認め、
- (n) 障害者にとって、個人の自律及び自立（自ら選択する自由を含む。）が重要であることを認め、
- (o) 障害者が、政策及び計画（障害者に直接関連する政策及び計画を含む。）に係る意思決定の過程に積極的に関与する機会を有すべきであることを考慮し、
- (p) 人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的な、種族的な、先住民族としての若しくは社会的な出身、財産、出生、年齢又は他の地位に基づく複合的又は加重的な形態の差別を受けている障害者が直面する困難な状況を憂慮し、
- (q) 障害のある女子が、家庭の内外で暴力、傷害若しくは虐待、放置若しくは怠慢な取扱い、不当な取扱い又は搾取を受ける一層大きな危険にしばしばさらされていることを認め、
- (r) 障害のある児童が、他の児童との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を完全に享有すべきであることを認め、また、このため、児童の権利に関する条約の締約国が負う義務を想起し、
- (s) 障害者による人権及び基本的自由の完全な享有を促進するためのあらゆる努力に性別の視点を組み込む必要があることを強調し、
- (t) 障害者の大多数が貧困の状況下で生活している事実を強調し、また、この点に関し、貧困が障害者に及ぼす悪影響に対処することが真に必要なであることを認め、
- (u) 国際連合憲章に定める目的及び原則の十分な尊重並びに人権に関する適用可能な文書の遵守に基づく平和で安全な状況が、特に武力紛争及び外国による占領の期間中における障害者の十分な保護に不可欠であることに留意し、
- (v) 障害者が全ての人権及び基本的自由を完全に享有することを可能とするに当たっては、物理的、社会的、経済的及び文化的な環境並びに健康及び教育を享受しやすいようにし、並びに情報及び通信を利用しやすいようにすることが重要であることを認め、
- (w) 個人が、他人に対し及びその属する地域社会に対して義務を負うこと並びに国際人権章典において認められる権利の増進及び擁護のために努力する責任を有することを認識し、
- (x) 家族が、社会の自然かつ基礎的な単位であること並びに社会及び国家による保護を受ける権利を有することを確信し、また、障害者及びその家族の構成員が、障害者の権利の完全かつ平等な享有に向けて家族が貢献することを可能とするために必要な保護及び支援を受けるべきであることを確信し、

(y) 障害者の権利及び尊厳を促進し、及び保護するための包括的かつ総合的な国際条約が、開発途上国及び先進国において、障害者の社会的に著しく不利な立場を是正することに重要な貢献を行うこと並びに障害者が市民的、政治的、経済的、社会的及び文化的分野に均等な機会により参加することを促進することを確信して、次のとおり協定した。

第一条 目的

この条約は、全ての障害者によるあらゆる人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有を促進し、保護し、及び確保すること並びに障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的とする。

障害者には、長期的な身体的、精神的、知的又は感覚的な機能障害であって、様々な障壁との相互作用により他の者との平等を基礎として社会に完全かつ効果的に参加することを妨げ得るものを有する者を含む。

第二条 定義

この条約の適用上、

「意思疎通」とは、言語、文字の表示、点字、触覚を使った意思疎通、拡大文字、利用しやすいマルチメディア並びに筆記、音声、平易な言葉、朗読その他の補助的及び代替的な意思疎通の形態、手段及び様式（利用しやすい情報通信機器を含む。）をいう。

「言語」とは、音声言語及び手話その他の形態の非音声言語をいう。

「障害に基づく差別」とは、障害に基づくあらゆる区別、排除又は制限であって、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のあらゆる分野において、他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を認識し、享有し、又は行使することを害し、又は妨げる目的又は効果を有するものをいう。障害に基づく差別には、あらゆる形態の差別（合理的配慮の否定を含む。）を含む。

「合理的配慮」とは、障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。

「ユニバーサルデザイン」とは、調整又は特別な設計を必要とすることなく、最大限可能な範囲で全ての人々が使用することのできる製品、環境、計画及びサービスの設計をいう。ユニバーサルデザインは、特定の障害者の集団のための補装具が必要な場合には、これを排除するものではない。

第三条 一般原則

この条約の原則は、次のとおりとする。

- (a) 固有の尊厳、個人の自律（自ら選択する自由を含む。）及び個人の自立の尊重
- (b) 無差別
- (c) 社会への完全かつ効果的な参加及び包容
- (d) 差異の尊重並びに人間の多様性の一部及び人類の一員としての障害者の受入れ
- (e) 機会の均等
- (f) 施設及びサービス等の利用の容易さ
- (g) 男女の平等
- (h) 障害のある児童の発達しつつある能力の尊重及び障害のある児童がその同一性を保持する権利の尊重

第四条 一般的義務

1 締約国は、障害に基づくいかなる差別もなしに、全ての障害者のあらゆる人権及び基本的自由を完全に実現することを確保し、及び促進することを約束する。このため、締約国は、次のことを約束する。

- (a) この条約において認められる権利の実現のため、全ての適当な立法措置、行政措置その他の措置をとること
- (b) 障害者に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し、又は廃止するための全ての適当な措置（立法を含む。）をとること。
- (c) 全ての政策及び計画において障害者の人権の保護及び促進を考慮に入れること。
- (d) この条約と両立しないいかなる行為又は慣行も差し控えること。また、公の当局及び機関がこの条約に従って行動することを確保すること。
- (e) いかなる個人、団体又は民間企業による障害に基づく差別も撤廃するための全ての適当な措置をとること。
- (f) 第二条に規定するユニバーサルデザインの製品、サービス、設備及び施設であって、障害者に特有のニーズを満たすために必要な調節が可能な限り最小限であり、かつ、当該ニーズを満たすために必要な費用が最小限であるべきものについての研究及び開発を実施し、又は促進すること。また、当該ユニバーサルデザインの製品、サービス、設備及び施設の利用可能性及び使用を促進すること。さらに、基準及び指針を作成するに当たっては、ユニバーサルデザインが当該基準及び指針に含まれることを促進すること。
- (g) 障害者に適した新たな機器（情報通信機器、移動補助具、補装具及び支援機器を含む。）についての研究及び開発を実施し、又は促進し、並びに当該新たな機器の利用可能性及び使用を促進すること。この場合において、締約国は、負担しやすい費用の機器を優先させる。
- (h) 移動補助具、補装具及び支援機器（新たな機器を含む。）並びに他の形態の援助、支援サービス及び施設に関する情報であって、障害者にとって利用しやすいものを提供すること。
- (i) この条約において認められる権利によって保障される支援及びサービスをより良く提供するため、障害者と共に行動する専門家及び職員に対する当該権利に関する研修を促進すること。

2 各締約国は、経済的、社会的及び文化的権利に関しては、これらの権利の完全な実現を漸進的に達成するため、自国における利用可能な手段を最大限に用いることにより、また、必要な場合には国際協力の枠内で、措置をとることを約束する。ただし、この条約に定める義務であって、国際法に従って直ちに適用されるものに影響を及ぼすものではない。

3 締約国は、この条約を実施するための法令及び政策の作成及び実施において、並びに障害者に関する問題についての他の意思決定過程において、障害者（障害のある児童を含む。以下この3において同じ。）を代表する団体を通じ、障害者と緊密に協議し、及び障害者を積極的に関与させる。

4 この条約のいかなる規定も、締約国の法律又は締約国について効力を有する国際法に含まれる規定であって障害者の権利の実現に一層貢献するものに影響を及ぼすものではない。この条約のいずれかの締約国において法律、条約、規則又は慣習によって認められ、又は存する人権及び基本的自由については、この条約がそれらの権利若しくは自由を認めていないこと又はその認める範囲がより狭いことを理由として、それらの権利及び自由を制限し、又は侵してはならない。

5 この条約は、いかなる制限又は例外もなしに、連邦国家の全ての地域について適用する。

第五条 平等及び無差別

1 締約国は、全ての者が、法律の前に又は法律に基づいて平等であり、並びにいかなる差別もなしに法律による平等の保護及び利益を受ける権利を有することを認める。

2 締約国は、障害に基づくあらゆる差別を禁止するものとし、いかなる理由による差別に対しても平等かつ効果的な法的保護を障害者に保障する。

3 締約国は、平等を促進し、及び差別を撤廃することを目的として、合理的配慮が提供されることを確保するための全ての適当な措置をとる。

4 障害者の事実上の平等を促進し、又は達成するために必要な特別の措置は、この条約に規定する差別と解してはならない。

第六条 障害のある女子

1 締約国は、障害のある女子が複合的な差別を受けていることを認識するものとし、この点に関し、障害のある女子が全ての人権及び基本的自由を完全かつ平等に享有することを確保するための措置をとる。

2 締約国は、女子に対してこの条約に定める人権及び基本的自由を行使し、及び享有することを保障することを目的として、女子の完全な能力開発、向上及び自律的な力の育成を確保するための全ての適当な措置をとる。

第七条 障害のある児童

1 締約国は、障害のある児童が他の児童との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を完全に享有することを確保するための全ての必要な措置をとる。

2 障害のある児童に関する全ての措置をとるに当たっては、児童の最善の利益が主として考慮されるものとする。

3 締約国は、障害のある児童が、自己に影響を及ぼす全ての事項について自由に自己の意見を表明する権利並びにこの権利を実現するための障害及び年齢に適した支援を提供される権利を有することを確保する。この場合において、障害のある児童の意見は、他の児童との平等を基礎として、その児童の年齢及び成熟度に従って相応に考慮されるものとする。

第八条 意識の向上

1 締約国は、次のことのための即時の、効果的なかつ適当な措置をとることを約束する。

(a) 障害者に関する社会全体（各家庭を含む。）の意識を向上させ、並びに障害者の権利及び尊厳に対する尊重を育成すること。

(b) あらゆる活動分野における障害者に関する定型化された観念、偏見及び有害な慣行（性及び年齢に基づくものを含む。）と戦うこと。

(c) 障害者の能力及び貢献に関する意識を向上させること。

2 このため、1の措置には、次のことを含む。

(a) 次のことのための効果的な公衆の意識の啓発活動を開始し、及び維持すること。

(i) 障害者の権利に対する理解を育てること。

(ii) 障害者に対する肯定的認識及び一層の社会の啓発を促進すること。

(iii) 障害者の技能、長所及び能力並びに職場及び労働市場に対する障害者の貢献についての認識を促進すること。

(b) 教育制度の全ての段階（幼年期からの全ての児童に対する教育制度を含む。）において、障害者の権利を尊重する態度を育成すること。

(c) 全ての報道機関が、この条約の目的に適合するように障害者を描写するよう奨励すること。

(d) 障害者及びその権利に関する啓発のための研修計画を促進すること。

第九条 施設及びサービス等の利用の容易さ

1 締約国は、障害者が自立して生活し、及び生活のあらゆる側面に完全に参加することを可能にすることを目的として、障害者が、他の者との平等を基礎として、都市及び農村の双方において、物理的環境、輸送機関、情報通信（情報通信機器及び情報通信システムを含む。）並びに公衆に開放され、又は提供される他の施設及びサービスを利用する機会を有することを確保するための適当な措置をとる。この措置は、施設及びサービス等の利用の容易さに対する妨げ及び障壁を特定し、及び撤廃することを含むものとし、特に次の事項について適用する。

(a) 建物、道路、輸送機関その他の屋内及び屋外の施設（学校、住居、医療施設及び職場を含む。）

(b) 情報、通信その他のサービス（電子サービス及び緊急事態に係るサービスを含む。）

2 締約国は、また、次のことのための適当な措置をとる。

- (a) 公衆に開放され、又は提供される施設及びサービスの利用の容易さに関する最低基準及び指針を作成し、及び公表し、並びに当該最低基準及び指針の実施を監視すること。
- (b) 公衆に開放され、又は提供される施設及びサービスを提供する民間の団体が、当該施設及びサービスの障害者にとっての利用の容易さについてあらゆる側面を考慮することを確保すること。
- (c) 施設及びサービス等の利用の容易さに関して障害者が直面する問題についての研修を関係者に提供すること。
- (d) 公衆に開放される建物その他の施設において、点字の表示及び読みやすく、かつ、理解しやすい形式の表示を提供すること。
- (e) 公衆に開放される建物その他の施設の利用の容易さを促進するため、人又は動物による支援及び仲介する者（案内者、朗読者及び専門の手話通訳を含む。）を提供すること。
- (f) 障害者が情報を利用する機会を有することを確保するため、障害者に対する他の適当な形態の援助及び支援を促進すること。
- (g) 障害者が新たな情報通信機器及び情報通信システム（インターネットを含む。）を利用する機会を有することを促進すること。
- (h) 情報通信機器及び情報通信システムを最小限の費用で利用しやすいものとするため、早い段階で、利用しやすい情報通信機器及び情報通信システムの設計、開発、生産及び流通を促進すること。

第十条 生命に対する権利

締約国は、全ての人間が生命に対する固有の権利を有することを再確認するものとし、障害者が他の者との平等を基礎としてその権利を効果的に享有することを確保するための全ての必要な措置をとる。

第十一条 危険な状況及び人道上の緊急事態

締約国は、国際法（国際人道法及び国際人権法を含む。）に基づく自国の義務に従い、危険な状況（武力紛争、人道上の緊急事態及び自然災害の発生を含む。）において障害者の保護及び安全を確保するための全ての必要な措置をとる。

第十二条 法律の前にひとしく認められる権利

- 1 締約国は、障害者が全ての場所において法律の前に人として認められる権利を有することを再確認する。
- 2 締約国は、障害者が生活のあらゆる側面において他の者との平等を基礎として法的能力を享有することを認める。
- 3 締約国は、障害者がその法的能力の行使に当たって必要とする支援を利用する機会を提供するための適当な措置をとる。
- 4 締約国は、法的能力の行使に関連する全ての措置において、濫用を防止するための適当かつ効果的な保障を国際人権法に従って定めることを確保する。当該保障は、法的能力の行使に関連する措置が、障害者の権利、意思及び選好を尊重すること、利益相反を生じさせず、及び不当な影響を及ぼさないこと、障害者の状況に応じ、かつ、適合すること、可能な限り短い期間に適用されること並びに権限のある、独立の、かつ、公平な当局又は司法機関による定期的な審査の対象となることを確保するものとする。当該保障は、当該措置が障害者の権利及び利益に及ぼす影響の程度に応じたものとする。
- 5 締約国は、この条の規定に従うことを条件として、障害者が財産を所有し、又は相続し、自己の会計を管理し、及び銀行貸付け、抵当その他の形態の金融上の信用を利用する均等な機会を有することについての平等の権利を確保するための全ての適当かつ効果的な措置をとるものとし、障害者がその財産を恣意的に奪われないことを確保する。

第十三条 司法手続の利用の機会

- 1 締約国は、障害者が全ての法的手続（捜査段階その他予備的な段階を含む。）において直接及び間接の参加者（証人を含む。）として効果的な役割を果たすことを容易にするため、手続上の配慮及び年齢に適した配慮が提供されること等により、障害者が他の者との平等を基礎として司法手続を利用する効果的な機会を有することを確保する。
- 2 締約国は、障害者が司法手続を利用する効果的な機会を有することを確保することに役立てるため、司法に係る分野に携わる者（警察官及び刑務官を含む。）に対する適当な研修を促進する。

第十四条 身体的自由及び安全

- 1 締約国は、障害者に対し、他の者との平等を基礎として、次のことを確保する。
 - (a) 身体的自由及び安全についての権利を享有すること。
 - (b) 不法に又は恣意的に自由を奪われないこと、いかなる自由の剥奪も法律に従って行われること及びいかなる場合においても自由の剥奪が障害の存在によって正当化されないこと。
- 2 締約国は、障害者がいずれの手続を通じて自由を奪われた場合であっても、当該障害者が、他の者との平等を基礎として国際人権法による保障を受ける権利を有すること並びにこの条約の目的及び原則に従って取り扱われること（合理的配慮の提供によるものを含む。）を確保する。

第十五条 拷問又は残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い若しくは刑罰からの自由

- 1 いかなる者も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い若しくは刑罰を受けない。特に、いかなる者も、その自由な同意なしに医学的又は科学的実験を受けない。
- 2 締約国は、障害者が、他の者との平等を基礎として、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い若しくは刑罰を受けることがないようにするため、全ての効果的な立法上、行政上、司法上その他の措置をとる。

第十六条 搾取、暴力及び虐待からの自由

- 1 締約国は、家庭の内外におけるあらゆる形態の搾取、暴力及び虐待（性別に基づくものを含む。）から障害者を保護するための全ての適当な立法上、行政上、社会上、教育上その他の措置をとる。
- 2 また、締約国は、特に、障害者並びにその家族及び介護者に対する適当な形態の性別及び年齢に配慮した援助及び支援（搾取、暴力及び虐待の事案を防止し、認識し、及び報告する方法に関する情報及び教育を提供することによるものを含む。）を確保

することにより、あらゆる形態の搾取、暴力及び虐待を防止するための全ての適当な措置をとる。締約国は、保護事業が年齢、性別及び障害に配慮したものであることを確保する。

3 締約国は、あらゆる形態の搾取、暴力及び虐待の発生を防止するため、障害者に役立つことを意図した全ての施設及び計画が独立した当局により効果的に監視されることを確保する。

4 締約国は、あらゆる形態の搾取、暴力又は虐待の被害者となる障害者の身体的、認知的及び心理的な回復、リハビリテーション並びに社会復帰を促進するための全ての適当な措置（保護事業の提供によるものを含む。）をとる。このような回復及び復帰は、障害者の健康、福祉、自尊心、尊厳及び自律を育成する環境において行われるものとし、性別及び年齢に応じたニーズを考慮に入れる。

5 締約国は、障害者に対する搾取、暴力及び虐待の事案が特定され、捜査され、及び適当な場合には訴追されることを確保するための効果的な法令及び政策（女子及び児童に重点を置いた法令及び政策を含む。）を策定する。

第十七条 個人をそのままの状態での保護すること

全ての障害者は、他の者との平等を基礎として、その心身がそのままの状態での尊重される権利を有する。

第十八条 移動の自由及び国籍についての権利

1 締約国は、障害者に対して次のことを確保すること等により、障害者が他の者との平等を基礎として移動の自由、居住の自由及び国籍についての権利を有することを認める。

- (a) 国籍を取得し、及び変更する権利を有すること並びにその国籍を恣意的に又は障害に基づいて奪われないこと。
- (b) 国籍に係る文書若しくは身元に係る他の文書入手し、所有し、及び利用すること又は移動の自由についての権利の行使を容易にするために必要とされる関連手続（例えば、出入国の手続）を利用することを、障害に基づいて奪われないこと。
- (c) いずれの国（自国を含む。）からも自由に離れることができること。
- (d) 自国に戻る権利を恣意的に又は障害に基づいて奪われないこと。

2 障害のある児童は、出生の後直ちに登録される。障害のある児童は、出生の時から氏名を有する権利及び国籍を取得する権利を有するものとし、また、できる限りその父母を知り、かつ、その父母によって養育される権利を有する。

第十九条 自立した生活及び地域社会への包容

この条約の締約国は、全ての障害者が他の者と平等の選択の機会をもって地域社会で生活する平等の権利を有することを認めるものとし、障害者が、この権利を完全に享受し、並びに地域社会に完全に包容され、及び参加することを容易にするための効果的かつ適当な措置をとる。この措置には、次のことを確保することによるものを含む。

- (a) 障害者が、他の者との平等を基礎として、居住地を選択し、及びどこで誰と生活するかを選択する機会を有すること並びに特定の生活施設で生活する義務を負わないこと。
- (b) 地域社会における生活及び地域社会への包容を支援し、並びに地域社会からの孤立及び隔離を防止するために必要な在宅サービス、居住サービスその他の地域社会支援サービス（個別の支援を含む。）を障害者が利用する機会を有すること。
- (c) 一般住民向けの地域社会サービス及び施設が、障害者にとって他の者との平等を基礎として利用可能であり、かつ、障害者のニーズに対応していること。

第二十条 個人の移動を容易にすること

締約国は、障害者自身ができる限り自立して移動することを容易にすることを確保するための効果的な措置をとる。この措置には、次のことによるものを含む。

- (a) 障害者自身が、自ら選択する方法で、自ら選択する時に、かつ、負担しやすい費用で移動することを容易にすること。
- (b) 障害者が質の高い移動補助具、補装具、支援機器、人又は動物による支援及び仲介する者を利用する機会を得やすくすること（これらを負担しやすい費用で利用可能なものとするを含む。）。
- (c) 障害者及び障害者と共に行動する専門職員に対し、移動のための技能に関する研修を提供すること。
- (d) 移動補助具、補装具及び支援機器を生産する事業体に対し、障害者の移動のあらゆる側面を考慮するよう奨励すること。

第二十一条 表現及び意見の自由並びに情報の利用の機会

締約国は、障害者が、第二条に定めるあらゆる形態の意思疎通であって自ら選択するものにより、表現及び意見の自由（他の者との平等を基礎として情報及び考えを求め、受け、及び伝える自由を含む。）についての権利を行使することができることを確保するための全ての適当な措置をとる。この措置には、次のことによるものを含む。

- (a) 障害者に対し、様々な種類の障害に相応した利用しやすい様式及び機器により、適時に、かつ、追加の費用を伴わず、一般公衆向けの情報を提供すること。
- (b) 公的な活動において、手話、点字、補助的及び代替的な意思疎通並びに障害者が自ら選択する他の全ての利用しやすい意思疎通の手段、形態及び様式を用いることを受け入れ、及び容易にすること。
- (c) 一般公衆に対してサービス（インターネットによるものを含む。）を提供する民間の団体が情報及びサービスを障害者にとって利用しやすい又は使用可能な様式で提供するよう要請すること。
- (d) マスメディア（インターネットを通じて情報を提供する者を含む。）がそのサービスを障害者にとって利用しやすいものとするよう奨励すること。
- (e) 手話の使用を認め、及び促進すること。

第二十二条 プライバシーの尊重

1 いかなる障害者も、居住地又は生活施設のいかなる者も、そのプライバシー、家族、住居又は通信その他の形態の意思疎通に対して恣意的に又は不法に干渉されず、また、名誉及び信用を不法に攻撃されない。障害者は、このような干渉又は攻撃に対する法律の保護を受ける権利を有する。

2 締約国は、他の者との平等を基礎として、障害者の個人、健康及びリハビリテーションに関する情報に係るプライバシーを保護する。

第二十三条 家庭及び家族の尊重

1 締約国は、他の者との平等を基礎として、婚姻、家族、親子関係及び個人的な関係に係る全ての事項に関し、障害者に対する差別を撤廃するための効果的かつ適当な措置をとる。この措置は、次のことを確保することを目的とする。

(a) 婚姻をすることができる年齢の全ての障害者が、両当事者の自由かつ完全な合意に基づいて婚姻をし、かつ、家族を形成する権利を認められること。

(b) 障害者が子の数及び出産の間隔を自由にかつ責任をもって決定する権利を認められ、また、障害者が生殖及び家族計画について年齢に適した情報及び教育を享受する権利を認められること。さらに、障害者がこれらの権利を行使することを可能とするために必要な手段を提供されること。

(c) 障害者（児童を含む。）が、他の者との平等を基礎として生殖能力を保持すること。

2 締約国は、子の後見、養子縁組又はこれらに類する制度が国内法令に存在する場合には、それらの制度に係る障害者の権利及び責任を確保する。あらゆる場合において、子の最善の利益は至上である。締約国は、障害者が子の養育についての責任を遂行するに当たり、当該障害者に対して適当な援助を与える。

3 締約国は、障害のある児童が家庭生活について平等の権利を有することを確保する。締約国は、この権利を実現し、並びに障害のある児童の隠匿、遺棄、放置及び隔離を防止するため、障害のある児童及びその家族に対し、包括的な情報、サービス及び支援を早期に提供することを約束する。

4 締約国は、児童がその父母の意思に反してその父母から分離されないことを確保する。ただし、権限のある当局が司法の審査に従うことを条件として適用のある法律及び手続に従いその分離が児童の最善の利益のために必要であると決定する場合は、この限りでない。いかなる場合にも、児童は、自己の障害又は父母の一方若しくは双方の障害に基づいて父母から分離されない。

5 締約国は、近親の家族が障害のある児童を監護することができない場合には、一層広い範囲の家族の中で代替的な監護を提供し、及びこれが不可能なときは、地域社会の中で家庭的な環境により代替的な監護を提供するようあらゆる努力を払う。

第二十四条 教育

1 締約国は、教育についての障害者の権利を認める。締約国は、この権利を差別なしに、かつ、機会の均等を基礎として実現するため、障害者を包容するあらゆる段階の教育制度及び生涯学習を確保する。当該教育制度及び生涯学習は、次のことを目的とする。

(a) 人間の潜在能力並びに尊厳及び自己の価値についての意識を十分に発達させ、並びに人権、基本的自由及び人間の多様性の尊重を強化すること。

(b) 障害者が、その人格、才能及び創造力並びに精神的及び身体的な能力をその可能な最大限度まで発達させること。

(c) 障害者が自由な社会に効果的に参加することを可能とすること。

2 締約国は、1の権利の実現に当たり、次のことを確保する。

(a) 障害者が障害に基づいて一般的な教育制度から排除されないこと及び障害のある児童が障害に基づいて無償の義務的な初等教育から又は中等教育から排除されないこと。

(b) 障害者が、他の者との平等を基礎として、自己の生活する地域社会において、障害者を包容し、質が高く、かつ、無償の初等教育を享受することができること及び中等教育を享受することができること。

(c) 個人に必要なとされる合理的配慮が提供されること。

(d) 障害者が、その効果的な教育を容易にするために必要な支援を一般的な教育制度の下で受けること。

(e) 学問的及び社会的な発達を最大にする環境において、完全な包容という目標に合致する効果的で個別化された支援措置がとられること。

3 締約国は、障害者が教育に完全かつ平等に参加し、及び地域社会の構成員として完全かつ平等に参加することを容易にするため、障害者が生活する上での技能及び社会的な発達のための技能を習得することを可能とする。このため、締約国は、次のことを含む適当な措置をとる。

(a) 点字、代替的な文字、意思疎通の補助的及び代替的な形態、手段及び様式並びに定位及び移動のための技能の習得並びに障害者相互による支援及び助言を容易にすること。

(b) 手話の習得及び聾社会の言語的な同一性の促進を容易にすること。

(c) 盲人、聾者又は盲聾者（特に盲人、聾者又は盲聾者である児童）の教育が、その個人にとって最も適当な言語並びに意思疎通の形態及び手段で、かつ、学問的及び社会的な発達を最大にする環境において行われることを確保すること。

4 締約国は、1の権利の実現の確保を助長することを目的として、手話又は点字について能力を有する教員（障害のある教員を含む。）を雇用し、並びに教育に従事する専門家及び職員（教育のいずれの段階において従事するかを問わない。）に対する研修を行うための適当な措置をとる。この研修には、障害についての意識の向上を組み入れ、また、適当な意思疎通の補助的及び代替的な形態、手段及び様式の使用並びに障害者を支援するための教育技法及び教材の使用を組み入れるものとする。

5 締約国は、障害者が、差別なしに、かつ、他の者との平等を基礎として、一般的な高等教育、職業訓練、成人教育及び生涯学習を享受することができることを確保する。このため、締約国は、合理的配慮が障害者に提供されることを確保する。

第二十五条 健康

締約国は、障害者が障害に基づく差別なしに到達可能な最高水準の健康を享受する権利を有することを認める。締約国は、障害者が性別に配慮した保健サービス（保健に関連するリハビリテーションを含む。）を利用する機会を有することを確保するための全ての適当な措置をとる。締約国は、特に、次のことを行う。

- (a) 障害者に対して他の者に提供されるものと同一の範囲、質及び水準の無償の又は負担しやすい費用の保健及び保健計画（性及び生殖に係る健康並びに住民のための公衆衛生計画の分野のものを含む。）を提供すること。
- (b) 障害者が特にその障害のために必要とする保健サービス（早期発見及び適当な場合には早期関与並びに特に児童及び高齢者の新たな障害を最小限にし、及び防止するためのサービスを含む。）を提供すること。
- (c) これらの保健サービスを、障害者自身が属する地域社会（農村を含む。）の可能な限り近くにおいて提供すること。
- (d) 保健に従事する者に対し、特に、研修を通じて及び公私の保健に関する倫理基準を広く知らせることによって障害者の人権、尊厳、自律及びニーズに関する意識を高めることにより、他の者と同一の質の医療（例えば、事情を知らされた上での自由な同意を基礎とした医療）を障害者に提供するよう要請すること。
- (e) 健康保険及び国内法により認められている場合には生命保険の提供に当たり、公正かつ妥当な方法で行い、及び障害者に対する差別を禁止すること。
- (f) 保健若しくは保健サービス又は食糧及び飲料の提供に関し、障害に基づく差別的な拒否を防止すること。

第二十六条 ハビリテーション(適応のための技能の習得)及びリハビリテーション

1 締約国は、障害者が、最大限の自立並びに十分な身体的、精神的、社会的及び職業的な能力を達成し、及び維持し、並びに生活のあらゆる側面への完全な包容及び参加を達成し、及び維持することを可能とするための効果的かつ適当な措置（障害者相互による支援を通じたものを含む。）をとる。このため、締約国は、特に、保健、雇用、教育及び社会に係るサービスの分野において、ハビリテーション及びリハビリテーションについての包括的なサービス及びプログラムを企画し、強化し、及び拡張する。この場合において、これらのサービス及びプログラムは、次のようなものとする。

- (a) 可能な限り初期の段階において開始し、並びに個人のニーズ及び長所に関する学際的な評価を基礎とするものであること。
- (b) 地域社会及び社会のあらゆる側面への参加及び包容を支援し、自発的なものであり、並びに障害者自身が属する地域社会（農村を含む。）の可能な限り近くにおいて利用可能なものであること。

2 締約国は、ハビリテーション及びリハビリテーションのサービスに従事する専門家及び職員に対する初期研修及び継続的な研修の充実を促進する。

3 締約国は、障害者のために設計された補装具及び支援機器であって、ハビリテーション及びリハビリテーションに関連するものの利用可能性、知識及び使用を促進する。

第二十七条 労働及び雇用

1 締約国は、障害者が他の者との平等を基礎として労働についての権利を有することを認める。この権利には、障害者に対して開放され、障害者を包容し、及び障害者にとって利用しやすい労働市場及び労働環境において、障害者が自由に選択し、又は承諾する労働によって生計を立てる機会を有する権利を含む。締約国は、特に次のことのための適当な措置（立法によるものを含む。）をとることにより、労働についての障害者（雇用の過程で障害を有することとなった者を含む。）の権利が実現されることを保障し、及び促進する。

- (a) あらゆる形態の雇用に係る全ての事項（募集、採用及び雇用の条件、雇用の継続、昇進並びに安全かつ健康的な作業条件を含む。）に関し、障害に基づく差別を禁止すること。
- (b) 他の者との平等を基礎として、公正かつ良好な労働条件（均等な機会及び同一価値の労働についての同一報酬を含む。）、安全かつ健康的な作業条件（嫌がらせからの保護を含む。）及び苦情に対する救済についての障害者の権利を保護すること。
- (c) 障害者が他の者との平等を基礎として労働及び労働組合についての権利を行使することができることを確保すること。
- (d) 障害者が技術及び職業の指導に関する一般的な計画、職業紹介サービス並びに職業訓練及び継続的な訓練を利用する効果的な機会を有することを可能とすること。
- (e) 労働市場において障害者の雇用機会の増大を図り、及びその昇進を促進すること並びに職業を求め、これに就き、これを継続し、及びこれに復帰する際の支援を促進すること。
- (f) 自営活動の機会、起業家精神、協同組合の発展及び自己の事業の開始を促進すること。
- (g) 公的部門において障害者を雇用すること。
- (h) 適当な政策及び措置（積極的差別是正措置、奨励措置その他の措置を含めることができる。）を通じて、民間部門における障害者の雇用を促進すること。
- (i) 職場において合理的配慮が障害者に提供されることを確保すること。
- (j) 開かれた労働市場において障害者が職業経験を得ることを促進すること。
- (k) 障害者の職業リハビリテーション、職業の保持及び職場復帰計画を促進すること。

2 締約国は、障害者が、奴隷の状態又は隷属状態に置かれぬこと及び他の者との平等を基礎として強制労働から保護されることを確保する。

第二十八条 相当な生活水準及び社会的な保障

1 締約国は、障害者が、自己及びその家族の相当な生活水準（相当な食糧、衣類及び住居を含む。）についての権利並びに生活条件の不断の改善についての権利を有することを認めるものとし、障害に基づく差別なしにこの権利を実現することを保障し、及び促進するための適当な措置をとる。

2 締約国は、社会的な保障についての障害者の権利及び障害に基づく差別なしにこの権利を享受することについての障害者の権利を認めるものとし、この権利の実現を保障し、及び促進するための適当な措置をとる。この措置には、次のことを確保するための措置を含む。

- (a) 障害者が清浄な水のサービスを利用する均等な機会を有し、及び障害者が障害に関連するニーズに係る適当なかつ費用の負担しやすいサービス、補装具その他の援助を利用する機会を有すること。

- (b) 障害者（特に、障害のある女子及び高齢者）が社会的な保障及び貧困削減に関する計画を利用する機会を有すること。
- (c) 貧困の状況において生活している障害者及びその家族が障害に関連する費用についての国の援助（適当な研修、カウンセリング、財政的援助及び介護者の休息のための一時的な介護を含む。）を利用する機会を有すること。
- (d) 障害者が公営住宅計画を利用する機会を有すること。
- (e) 障害者が退職に伴う給付及び計画を利用する均等な機会を有すること。

第二十九条 政治的及び公的活動への参加

締約国は、障害者に対して政治的権利を保障し、及び他の者との平等を基礎としてこの権利を享受する機会を保障するものとし、次のことを約束する。

- (a) 特に次のことを行うことにより、障害者が、直接に、又は自由に選んだ代表者を通じて、他の者との平等を基礎として、政治的及び公的活動に効果的かつ完全に参加することができること（障害者が投票し、及び選挙される権利及び機会を含む。）を確保すること。
 - (i) 投票の手続、設備及び資料が適当な及び利用しやすいものであり、並びにその理解及び使用が容易であることを確保すること。
 - (ii) 障害者が、選挙及び国民投票において脅迫を受けることなく秘密投票によって投票し、選挙に立候補し、並びに政府のあらゆる段階において実質的に在職し、及びあらゆる公務を遂行する権利を保護すること。この場合において、適当なときは支援機器及び新たな機器の使用を容易にするものとする。
 - (iii) 選挙人としての障害者の意思の自由な表明を保障すること。このため、必要な場合には、障害者の要請に応じて、当該障害者により選択される者が投票の際に援助することを認めること。
- (b) 障害者が、差別なしに、かつ、他の者との平等を基礎として、政治に効果的かつ完全に参加することができる環境を積極的に促進し、及び政治への障害者の参加を奨励すること。政治への参加には、次のことを含む。

- (i) 国の公的及び政治的活動に関係のある非政府機関及び非政府団体に参加し、並びに政党の活動及び運営に参加すること。
- (ii) 国際、国内、地域及び地方の各段階において障害者を代表するための障害者の組織を結成し、並びにこれに参加すること。

第三十条 文化的な生活、レクリエーション、余暇及びスポーツへの参加

1 締約国は、障害者が他の者との平等を基礎として文化的な生活に参加する権利を認めるものとし、次のことを確保するための全ての適当な措置をとる。

- (a) 障害者が、利用しやすい様式を通じて、文化的な作品を享受する機会を有すること。
- (b) 障害者が、利用しやすい様式を通じて、テレビジョン番組、映画、演劇その他の文化的な活動を享受する機会を有すること。
- (c) 障害者が、文化的な公演又はサービスが行われる場所（例えば、劇場、博物館、映画館、図書館、観光サービス）を利用する機会を有し、並びに自国の文化的に重要な記念物及び場所を享受する機会をできる限り有すること。

2 締約国は、障害者が、自己の利益のためだけでなく、社会を豊かにするためにも、自己の創造的、芸術的及び知的な潜在能力を開発し、及び活用する機会を有することを可能とするための適当な措置をとる。

3 締約国は、国際法に従い、知的財産権を保護する法律が、障害者が文化的な作品を享受する機会を妨げる不当な又は差別的な障壁とならないことを確保するための全ての適当な措置をとる。

4 障害者は、他の者との平等を基礎として、その独自の文化的及び言語的な同一性（手話及び聾文化を含む。）の承認及び支持を受ける権利を有する。

5 締約国は、障害者が他の者との平等を基礎としてレクリエーション、余暇及びスポーツの活動に参加することを可能とすることを目的として、次のことのための適当な措置をとる。

- (a) 障害者があらゆる水準の一般のスポーツ活動に可能な限り参加することを奨励し、及び促進すること。
- (b) 障害者が障害に応じたスポーツ及びレクリエーションの活動を組織し、及び発展させ、並びにこれらに参加する機会を有することを確保すること。このため、適当な指導、研修及び資源が他の者との平等を基礎として提供されるよう奨励すること。
- (c) 障害者がスポーツ、レクリエーション及び観光の場所を利用する機会を有することを確保すること。
- (d) 障害のある児童が遊び、レクリエーション、余暇及びスポーツの活動（学校制度におけるこれらの活動を含む。）への参加について他の児童と均等な機会を有することを確保すること。
- (e) 障害者がレクリエーション、観光、余暇及びスポーツの活動の企画に関与する者によるサービスを利用する機会を有することを確保すること。

第三十一条 統計及び資料の収集

1 締約国は、この条約を実効的なものとするための政策を立案し、及び実施することを可能とするための適当な情報（統計資料及び研究資料を含む。）を収集することを約束する。この情報を収集し、及び保持する過程においては、次のことを満たさなければならない。

- (a) 障害者の秘密の保持及びプライバシーの尊重を確保するため、法令に定める保障措置（資料の保護に関する法令を含む。）を遵守すること。
- (b) 人権及び基本的自由を保護するための国際的に受け入れられた規範並びに統計の収集及び利用に関する倫理上の原則を遵守すること。

2 この条の規定に従って収集された情報は、適宜分類されるものとし、この条約に基づく締約国の義務の履行の評価に役立つために、並びに障害者がその権利を行使する際に直面する障壁を特定し、及び当該障壁に対処するために利用される。

3 締約国は、これらの統計の普及について責任を負うものとし、これらの統計が障害者及び他の者にとって利用しやすいことを確保する。

第三十二条 国際協力

1 締約国は、この条約の目的及び趣旨を実現するための自国の努力を支援するために国際協力及びその促進が重要であることを認識し、この点に関し、国家間において並びに適当な場合には関連のある国際的及び地域的機関並びに市民社会（特に障害者の組織）と連携して、適当かつ効果的な措置をとる。これらの措置には、特に次のことを含むことができる。

(a) 国際協力（国際的な開発計画を含む。）が、障害者を包容し、かつ、障害者にとって利用しやすいものであることを確保すること。

(b) 能力の開発（情報、経験、研修計画及び最良の実例の交換及び共有を通じたものを含む。）を容易にし、及び支援すること。

(c) 研究における協力を容易にし、並びに科学及び技術に関する知識を利用する機会を得やすくすること。

(d) 適当な場合には、技術援助及び経済援助（利用しやすい支援機器を利用する機会を得やすくし、及びこれらの機器の共有を容易にすることによる援助並びに技術移転を通じた援助を含む。）を提供すること。

2 この条の規定は、この条約に基づく義務を履行する各締約国の義務に影響を及ぼすものではない。

第三十三条 国内における実施及び監視

1 締約国は、自国の制度に従い、この条約の実施に関連する事項を取り扱う一又は二以上の中央連絡先を政府内に指定する。また、締約国は、異なる部門及び段階における関連のある活動を容易にするため、政府内における調整のための仕組みの設置又は指定に十分な考慮を払う。

2 締約国は、自国の法律上及び行政上の制度に従い、この条約の実施を促進し、保護し、及び監視するための枠組み（適当な場合には、一又は二以上の独立した仕組みを含む。）を自国内において維持し、強化し、指定し、又は設置する。締約国は、このような仕組みを指定し、又は設置する場合には、人権の保護及び促進のための国内機構の地位及び役割に関する原則を考慮に入れる。

3 市民社会（特に、障害者及び障害者を代表する団体）は、監視の過程に十分に関与し、かつ、参加する。

第三十四条 障害者の権利に関する委員会

1 障害者の権利に関する委員会（以下「委員会」という。）を設置する。委員会は、以下に定める任務を遂行する。

2 委員会は、この条約の効力発生の時は十二人の専門家で構成する。効力発生の時の締約国に加え更に六十の国がこの条約を批准し、又はこれに加入した後は、委員会の委員の数を六人増加させ、上限である十八人とする。

3 委員会の委員は、個人の資格で職務を遂行するものとし、徳望が高く、かつ、この条約が対象とする分野において能力及び経験を認められた者とする。締約国は、委員の候補者を指名するに当たり、第四条3の規定に十分な考慮を払うよう要請される。

4 委員会の委員については、締約国が、委員の配分が地理的に衡平に行われること、異なる文明形態及び主要な法体系が代表されること、男女が衡平に代表されること並びに障害のある専門家が参加することを考慮に入れて選出する。

5 委員会の委員は、締約国会議の会合において、締約国により当該締約国の国民の中から指名された者の名簿の中から秘密投票により選出される。締約国会議の会合は、締約国の三分の二をもって定足数とする。これらの会合においては、出席し、かつ、投票する締約国の代表によって投じられた票の最多数で、かつ、過半数の票を得た者をもって委員会に選出された委員とする。

6 委員会の委員の最初の選挙は、この条約の効力発生の日の後六箇月以内に行う。国際連合事務総長は、委員会の委員の選挙の日の遅くとも四箇月前までに、締約国に対し、自国が指名する者の氏名を二箇月以内に提出するよう書簡で要請する。その後、同事務総長は、指名された者のアルファベット順による名簿（これらの者を指名した締約国名を表示した名簿とする。）を作成し、この条約の締約国に送付する。

7 委員会の委員は、四年の任期で選出される。委員は、一回のみ再選される資格を有する。ただし、最初の選挙において選出された委員のうち六人の委員の任期は、二年で終了するものとし、これらの六人の委員は、最初の選挙の後直ちに、5に規定する会合の議長によりくじ引で選ばれる。

8 委員会の六人の追加的な委員の選挙は、この条の関連規定に従って定期選挙の際に行われる。

9 委員会の委員が死亡し、辞任し、又は他の理由のためにその職務を遂行することができなくなったことを宣言した場合には、当該委員を指名した締約国は、残余の期間その職務を遂行する他の専門家であって、資格を有し、かつ、この条の関連規定に定める条件を満たすものを任命する。

10 委員会は、その手続規則を定める。

11 国際連合事務総長は、委員会がこの条約に定める任務を効果的に遂行するために必要な職員及び便益を提供するものとし、委員会の最初の会合を招集する。

12 この条約に基づいて設置される委員会の委員は、国際連合総会が委員会の任務の重要性を考慮して決定する条件に従い、同総会の承認を得て、国際連合の財源から報酬を受ける。

13 委員会の委員は、国際連合の特権及び免除に関する条約の関連規定に規定する国際連合のための職務を遂行する専門家の便益、特権及び免除を享受する。

第三十五条 締約国による報告

1 各締約国は、この条約に基づく義務を履行するためにとった措置及びこれらの措置によりもたらされた進歩に関する包括的な報告を、この条約が自国について効力を生じた後二年以内に国際連合事務総長を通じて委員会に提出する。

2 その後、締約国は、少なくとも四年ごとに、更に委員会が要請するときはいつでも、その後の報告を提出する。

3 委員会は、報告の内容について適用される指針を決定する。

4 委員会に対して包括的な最初の報告を提出した締約国は、その後の報告においては、既に提供した情報を繰り返す必要はない。締約国は、委員会に対する報告を作成するに当たり、公開され、かつ、透明性のある過程において作成することを検討し、及び第四条3の規定に十分な考慮を払うよう要請される。

5 報告には、この条約に基づく義務の履行の程度に影響を及ぼす要因及び困難を記載することができる。

第三十六条 報告の検討

1 委員会は、各報告を検討する。委員会は、当該報告について、適当と認める提案及び一般的な性格を有する勧告を行うものとし、これらの提案及び一般的な性格を有する勧告を関係締約国に送付する。当該関係締約国は、委員会に対し、自国が選択する情報を提供することにより回答することができる。委員会は、この条約の実施に関連する追加の情報を当該関係締約国に要請することができる。

2 いずれかの締約国による報告の提出が著しく遅延している場合には、委員会は、委員会にとって利用可能な信頼し得る情報を基礎として当該締約国におけるこの条約の実施状況を審査することが必要であることについて当該締約国に通報(当該通報には、関連する報告が当該通報の後三箇月以内に行われない場合には審査する旨を含む。)を行うことができる。委員会は、当該締約国がその審査に参加するよう要請する。当該締約国が関連する報告を提出することにより回答する場合には、1の規定を適用する。

3 国際連合事務総長は、1の報告を全ての締約国が利用することができるようにする。

4 締約国は、1の報告を自国において公衆が広く利用することができるようにし、これらの報告に関連する提案及び一般的な性格を有する勧告を利用する機会を得やすくする。

5 委員会は、適当と認める場合には、締約国からの報告に記載されている技術的な助言若しくは援助の要請又はこれらの必要性の記載に対処するため、これらの要請又は必要性の記載に関する委員会の見解及び勧告がある場合には当該見解及び勧告とともに、国際連合の専門機関、基金及び計画その他の権限のある機関に当該報告を送付する。

第三十七条 締約国と委員会との間の協力

1 各締約国は、委員会と協力するものとし、委員の任務の遂行を支援する。

2 委員会は、締約国との関係において、この条約の実施のための当該締約国の能力を向上させる方法及び手段(国際協力を通じたものを含む。)に十分な考慮を払う。

第三十八条 委員会と他の機関との関係

この条約の効果的な実施を促進し、及びこの条約が対象とする分野における国際協力を奨励するため、

(a) 専門機関その他の国際連合の機関は、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の規定の実施についての検討に際し、代表を出す権利を有する。委員会は、適当と認める場合には、専門機関その他の権限のある機関に対し、これらの機関の任務の範囲内にある事項に関するこの条約の実施について専門家の助言を提供するよう要請することができる。委員会は、専門機関その他の国際連合の機関に対し、これらの機関の任務の範囲内にある事項に関するこの条約の実施について報告を提出するよう要請することができる。

(b) 委員会は、その任務を遂行するに当たり、それぞれの報告に係る指針、提案及び一般的な性格を有する勧告の整合性を確保し、並びにその任務の遂行における重複を避けるため、適当な場合には、人権に関する国際条約によって設置された他の関連する組織と協議する。

第三十九条 委員会の報告

委員会は、その活動につき二年ごとに国際連合総会及び経済社会理事会に報告するものとし、また、締約国から得た報告及び情報の検討に基づく提案及び一般的な性格を有する勧告を行うことができる。これらの提案及び一般的な性格を有する勧告は、締約国から意見がある場合にはその意見とともに、委員会の報告に記載する。

第四十条 締約国会議

1 締約国は、この条約の実施に関する事項を検討するため、定期的に締約国会議を開催する。

2 締約国会議は、この条約が効力を生じた後六箇月以内に国際連合事務総長が招集する。その後の締約国会議は、二年ごとに又は締約国会議の決定に基づき同事務総長が招集する。

第四十一条 寄託者

この条約の寄託者は、国際連合事務総長とする。

第四十二条 署名

この条約は、二千七年三月三十日から、ニューヨークにある国際連合本部において、全ての国及び地域的な統合のための機関による署名のために開放しておく。

第四十三条 拘束されることについての同意

この条約は、署名国によって批准されなければならない。また、署名した地域的な統合のための機関によって正式確認されなければならない。この条約は、これに署名していない国及び地域的な統合のための機関による加入のために開放しておく。

第四十四条 地域的な統合のための機関

1 「地域的な統合のための機関」とは、特定の地域の主権国家によって構成される機関であって、この条約が規律する事項に関してその構成国から権限の委譲を受けたものをいう。地域的な統合のための機関は、この条約の規律する事項に関するその権限の範囲をこの条約の正式確認書又は加入書において宣言する。その後、当該機関は、その権限の範囲の実質的な変更を寄託者に通報する。

2 この条約において「締約国」についての規定は、地域的な統合のための機関の権限の範囲内で当該機関について適用する。

3 次条1並びに第四十七条2及び3の規定の適用上、地域的な統合のための機関が寄託する文書は、これを数に加えてはならない。

4 地域的な統合のための機関は、その権限の範囲内の事項について、この条約の締約国であるその構成国の数と同数の票を締約国会議において投ずる権利を行使することができる。当該機関は、その構成国が自国の投票権を行使する場合には、投票権を行使してはならない。その逆の場合も、同様とする。

第四十五条 効力発生

- 1 この条約は、二十番目の批准書又は加入書が寄託された後三十日目の日に効力を生ずる。
- 2 この条約は、二十番目の批准書又は加入書が寄託された後にこれを批准し、若しくは正式確認し、又はこれに加入する国又は地域的な統合のための機関については、その批准書、正式確認書又は加入書の寄託の後三十日目の日に効力を生ずる。

第四十六条 留保

- 1 この条約の趣旨及び目的と両立しない留保は、認められない。
- 2 留保は、いつでも撤回することができる。

第四十七条 改正

1 いずれの締約国も、この条約の改正を提案し、及び改正案を国際連合事務総長に提出することができる。同事務総長は、締約国に対し、改正案を送付するものとし、締約国による改正案の審議及び決定のための締約国の会議の開催についての賛否を通報するよう要請する。その送付の日から四箇月以内に締約国の三分の一以上が会議の開催に賛成する場合には、同事務総長は、国際連合の主催の下に会議を招集する。会議において出席し、かつ、投票する締約国の三分の二以上の多数によって採択された改正案は、同事務総長により、承認のために国際連合総会に送付され、その後受諾のために全ての締約国に送付される。

2 1の規定により採択され、かつ、承認された改正は、当該改正の採択の日における締約国の三分の二以上が受諾書を寄託した後三十日目の日に効力を生ずる。その後は、当該改正は、いずれの締約国についても、その受諾書の寄託の後三十日目の日に効力を生ずる。改正は、それを受諾した締約国のみを拘束する。

3 締約国会議がコンセンサス方式によって決定する場合には、1の規定により採択され、かつ、承認された改正であつて、第三十四条及び第三十八条から第四十条までの規定にのみ関連するものは、当該改正の採択の日における締約国の三分の二以上が受諾書を寄託した後三十日目の日に全ての締約国について効力を生ずる。

第四十八条 廃棄

締約国は、国際連合事務総長に対して書面による通告を行うことにより、この条約を廃棄することができる。廃棄は、同事務総長がその通告を受領した日の後一年で効力を生ずる。

第四十九条 利用しやすい様式

この条約の本文は、利用しやすい様式で提供される。

第五十条 正文

この条約は、アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とする。以上の証拠として、下名の全権委員は、各自の政府から正当に委任を受けてこの条約に署名した。

障害者基本法（昭和四十五年五月二十一日法律第八十四号）

最終改正：平成二五年六月二六日法律第六五号

（最終改正までの未施行法令）

平成二十五年六月二十六日法律第六十五号（未施行）

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によつて分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策に関し、基本原則を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の基本となる事項を定めること等により、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

二 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

（地域社会における共生等）

第三条 第一条に規定する社会の実現は、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを前提としつつ、次に掲げる事項を旨として図られなければならない。

一 全て障害者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。

二 全て障害者は、可能な限り、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと。

三 全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。

（差別の禁止）

第四条 何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。

2 社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによって前項の規定に違反することとならないよう、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない。

3 国は、第一項の規定に違反する行為の防止に関する啓発及び知識の普及を図るため、当該行為の防止を図るために必要となる情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

（国際的協調）

第五条 第一条に規定する社会の実現は、そのための施策が国際社会における取組と密接な関係を有していることに鑑み、国際的協調の下に図られなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第六条 国及び地方公共団体は、第一条に規定する社会の実現を図るため、前三条に定める基本原則（以下「基本原則」という。）にのっとり、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に実施する責務を有する。

（国民の理解）

第七条 国及び地方公共団体は、基本原則に関する国民の理解を深めるよう必要な施策を講じなければならない。

（国民の責務）

第八条 国民は、基本原則にのっとり、第一条に規定する社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

（障害者週間）

第九条 国民の間に広く基本原則に関する関心と理解を深めるとともに、障害者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加することを促進するため、障害者週間を設ける。

2 障害者週間は、十二月三日から十二月九日までの一週間とする。

3 国及び地方公共団体は、障害者の自立及び社会参加の支援等に関する活動を行う民間の団体等と相互に緊密な連携協力を図りながら、障害者週間の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

（施策の基本方針）

第十条 障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策は、障害者の性別、年齢、障害の状態及び生活の実態に応じて、かつ、有機的連携の下に総合的に、策定され、及び実施されなければならない。

2 国及び地方公共団体は、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を講ずるに当たっては、障害者その他の関係者の意見を聴き、その意見を尊重するよう努めなければならない。

（障害者基本計画等）

第十一条 政府は、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「障害者基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 都道府県は、障害者基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における障害者の状況等を踏まえ、当該都道府県における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「都道府県障害者計画」という。）を策定しなければならない。

3 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

4 内閣総理大臣は、関係行政機関の長に協議するとともに、障害者政策委員会の意見を聴いて、障害者基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

5 都道府県は、都道府県障害者計画を策定するに当たっては、第三十六条第一項の合議制の機関の意見を聴かななければならない。

6 市町村は、市町村障害者計画を策定するに当たっては、第三十六条第四項の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては障害者その他の関係者の意見を聴かななければならない。

7 政府は、障害者基本計画を策定したときは、これを国会に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない。

8 第二項又は第三項の規定により都道府県障害者計画又は市町村障害者計画が策定されたときは、都道府県知事又は市町村長は、これを当該都道府県の議会又は当該市町村の議会に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない。

9 第四項及び第七項の規定は障害者基本計画の変更について、第五項及び前項の規定は都道府県障害者計画の変更について、第六項及び前項の規定は市町村障害者計画の変更について準用する。

(法制上の措置等)

第十二条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上及び財政上の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十三条 政府は、毎年、国会に、障害者のために講じた施策の概況に関する報告書を提出しなければならない。

第二章 障害者の自立及び社会参加の支援等のための基本的施策

(医療、介護等)

第十四条 国及び地方公共団体は、障害者が生活機能を回復し、取得し、又は維持するために必要な医療の給付及びリハビリテーションの提供を行うよう必要な施策を講じなければならない。

2 国及び地方公共団体は、前項に規定する医療及びリハビリテーションの研究、開発及び普及を促進しなければならない。

3 国及び地方公共団体は、障害者が、その性別、年齢、障害の状態及び生活の実態に応じ、医療、介護、保健、生活支援その他自立のための適切な支援を受けられるよう必要な施策を講じなければならない。

4 国及び地方公共団体は、第一項及び前項に規定する施策を講ずるために必要な専門的技術職員その他の専門的知識又は技能を有する職員を育成するよう努めなければならない。

5 国及び地方公共団体は、医療若しくは介護の給付又はリハビリテーションの提供を行うに当たっては、障害者が、可能な限りその身近な場所においてこれらを受けられるよう必要な施策を講ずるものとするほか、その人権を十分に尊重しなければならない。

6 国及び地方公共団体は、福祉用具及び身体障害者補助犬の給付又は貸与その他障害者が日常生活及び社会生活を営むのに必要な施策を講じなければならない。

7 国及び地方公共団体は、前項に規定する施策を講ずるために必要な福祉用具の研究及び開発、身体障害者補助犬の育成等を促進しなければならない。

(年金等)

第十五条 国及び地方公共団体は、障害者の自立及び生活の安定に資するため、年金、手当等の制度に関し必要な施策を講じなければならない。

(教育)

第十六条 国及び地方公共団体は、障害者が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするため、可能な限り障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等必要な施策を講じなければならない。

2 国及び地方公共団体は、前項の目的を達成するため、障害者である児童及び生徒並びにその保護者に対し十分な情報の提供を行うとともに、可能な限りその意向を尊重しなければならない。

3 国及び地方公共団体は、障害者である児童及び生徒と障害者でない児童及び生徒との交流及び共同学習を積極的に進めることによつて、その相互理解を促進しなければならない。

4 国及び地方公共団体は、障害者の教育に関し、調査及び研究並びに人材の確保及び資質の向上、適切な教材等の提供、学校施設の整備その他の環境の整備を促進しなければならない。

(療育)

第十七条 国及び地方公共団体は、障害者である子どもが可能な限りその身近な場所において療育その他これに関連する支援を受けられるよう必要な施策を講じなければならない。

2 国及び地方公共団体は、療育に関し、研究、開発及び普及の促進、専門的知識又は技能を有する職員の育成その他の環境の整備を促進しなければならない。

(職業相談等)

第十八条 国及び地方公共団体は、障害者の職業選択の自由を尊重しつつ、障害者がその能力に応じて適切な職業に従事することができるようにするため、障害者の多様な就業の機会を確保するよう努めるとともに、個々の障害者の特性に配慮した職業相談、職業指導、職業訓練及び職業紹介の実施その他必要な施策を講じなければならない。

2 国及び地方公共団体は、障害者の多様な就業の機会を確保を図るため、前項に規定する施策に関する調査及び研究を促進しなければならない。

3 国及び地方公共団体は、障害者の地域社会における作業活動の場及び障害者の職業訓練のための施設の拡充を図るため、これに必要な費用の助成その他必要な施策を講じなければならない。

(雇用の促進等)

第十九条 国及び地方公共団体は、国及び地方公共団体並びに事業者における障害者の雇用を促進するため、障害者の優先雇用その他の施策を講じなければならない。

2 事業主は、障害者の雇用に関し、その有する能力を正當に評価し、適切な雇用の機会を確保するとともに、個々の障害者の特性に応じた適正な雇用管理を行うことによりその雇用の安定を図るよう努めなければならない。

3 国及び地方公共団体は、障害者を雇用する事業主に対して、障害者の雇用のための経済的負担を軽減し、もつてその雇用の促進及び継続を図るため、障害者が雇用されるのに伴い必要となる施設又は設備の整備等に要する費用の助成その他必要な施策を講じなければならない。

(住宅の確保)

第二十条 国及び地方公共団体は、障害者が地域社会において安定した生活を営むことができるようにするため、障害者のための住宅を確保し、及び障害者の日常生活に適するような住宅の整備を促進するよう必要な施策を講じなければならない。

(公共的施設のバリアフリー化)

第二十一条 国及び地方公共団体は、障害者の利用の便宜を図ることによつて障害者の自立及び社会参加を支援するため、自ら設置する官公庁施設、交通施設（車両、船舶、航空機等の移動施設を含む。次項において同じ。）その他の公共的施設について、障害者が円滑に利用できるような施設の構造及び設備の整備等の計画的推進を図らなければならない。

2 交通施設その他の公共的施設を設置する事業者は、障害者の利用の便宜を図ることによつて障害者の自立及び社会参加を支援するため、当該公共的施設について、障害者が円滑に利用できるような施設の構造及び設備の整備等の計画的推進に努めなければならない。

3 国及び地方公共団体は、前二項の規定により行われる公共的施設の構造及び設備の整備等が総合的かつ計画的に推進されるようにするため、必要な施策を講じなければならない。

4 国、地方公共団体及び公共的施設を設置する事業者は、自ら設置する公共的施設を利用する障害者の補助を行う身体障害者補助犬の同伴について障害者の利用の便宜を図らなければならない。

(情報の利用におけるバリアフリー化等)

第二十二条 国及び地方公共団体は、障害者が円滑に情報を取得し及び利用し、その意思を表示し、並びに他人との意思疎通を図ることができるようにするため、障害者が利用しやすい電子計算機及びその関連装置その他情報通信機器の普及、電気通信及び放送の役務の利用に関する障害者の利便の増進、障害者に対して情報を提供する施設の整備、障害者の意思疎通を仲介する者の養成及び派遣等が図られるよう必要な施策を講じなければならない。

2 国及び地方公共団体は、災害その他非常の事態の場合に障害者に対しその安全を確保するため必要な情報が迅速かつ確に伝えられるよう必要な施策を講ずるものとするほか、行政の情報化及び公共分野における情報通信技術の活用の推進に当たっては、障害者の利用の便宜が図られるよう特に配慮しなければならない。

3 電気通信及び放送その他の情報の提供に係る役務の提供並びに電子計算機及びその関連装置その他情報通信機器の製造等を行う事業者は、当該役務の提供又は当該機器の製造等に当たっては、障害者の利用の便宜を図るよう努めなければならない。

(相談等)

第二十三条 国及び地方公共団体は、障害者の意思決定の支援に配慮しつつ、障害者及びその家族その他の関係者に対する相談業務、成年後見制度その他の障害者の権利利益の保護等のための施策又は制度が、適切に行われ又は広く利用されるようにしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、障害者及びその家族その他の関係者からの各種の相談に総合的に応ずることができるようにするため、関係機関相互の有機的連携の下に必要な相談体制の整備を図るとともに、障害者の家族に対し、障害者の家族が互いに支え合うための活動の支援その他の支援を適切に行うものとする。

(経済的負担の軽減)

第二十四条 国及び地方公共団体は、障害者及び障害者を扶養する者の経済的負担の軽減を図り、又は障害者の自立の促進を図るため、税制上の措置、公共的施設の利用料等の減免その他必要な施策を講じなければならない。

(文化的諸条件の整備等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、障害者が円滑に文化芸術活動、スポーツ又はレクリエーションを行うことができるようにするため、施設、設備その他の諸条件の整備、文化芸術、スポーツ等に関する活動の助成その他必要な施策を講じなければならない。

(防災及び防犯)

第二十六条 国及び地方公共団体は、障害者が地域社会において安全にかつ安心して生活を営むことができるようにするため、障害者の性別、年齢、障害の状態及び生活の実態に応じて、防災及び防犯に関し必要な施策を講じなければならない。

(消費者としての障害者の保護)

第二十七条 国及び地方公共団体は、障害者の消費者としての利益の擁護及び増進が図られるようにするため、適切な方法による情報の提供その他必要な施策を講じなければならない。

2 事業者は、障害者の消費者としての利益の擁護及び増進が図られるようにするため、適切な方法による情報の提供等に努めなければならない。

(選挙等における配慮)

第二十八条 国及び地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより行われる選挙、国民審査又は投票において、障害者が円滑に投票できるようにするため、投票所の施設又は設備の整備その他必要な施策を講じなければならない。

(司法手続における配慮等)

第二十九条 国又は地方公共団体は、障害者が、刑事事件若しくは少年の保護事件に関する手続その他これに準ずる手続の対象となつた場合又は裁判所における民事事件、家事事件若しくは行政事件に関する手続の当事者その他の関係人となつた場合において、障害者がその権利を円滑に行使できるようにするため、個々の障害者の特性に応じた意思疎通の手段を確保するよう配慮するとともに、関係職員に対する研修その他必要な施策を講じなければならない。

(国際協力)

第三十条 国は、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を国際的協調の下に推進するため、外国政府、国際機関又は関係団体等との情報の交換その他必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

第三章 障害の原因となる傷病の予防に関する基本的施策

第三十一条 国及び地方公共団体は、障害の原因となる傷病及びその予防に関する調査及び研究を促進しなければならない。

2 国及び地方公共団体は、障害の原因となる傷病の予防のため、必要な知識の普及、母子保健等の保健対策の強化、当該傷病の早期発見及び早期治療の推進その他必要な施策を講じなければならない。

3 国及び地方公共団体は、障害の原因となる難病等の予防及び治療が困難であることに鑑み、障害の原因となる難病等の調査及び研究を推進するとともに、難病等に係る障害者に対する施策をきめ細かく推進するよう努めなければならない。

第四章 障害者政策委員会等

(障害者政策委員会の設置)

第三十二条 内閣府に、障害者政策委員会（以下「政策委員会」という。）を置く。

2 政策委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 障害者基本計画に関し、第十一条第四項（同条第九項において準用する場合を含む。）に規定する事項を処理すること。

二 前号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣又は関係各大臣に対し、意見を述べること。

三 障害者基本計画の実施状況を監視し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣又は内閣総理大臣を通じて関係各大臣に勧告すること。

3 内閣総理大臣又は関係各大臣は、前項第三号の規定による勧告に基づき講じた施策について政策委員会に報告しなければならない。

(政策委員会の組織及び運営)

第三十三条 政策委員会は、委員三十人以内で組織する。

2 政策委員会の委員は、障害者、障害者の自立及び社会参加に関する事業に従事する者並びに学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。この場合において、委員の構成については、政策委員会が様々な障害者の意見を聴き障害者の実情を踏まえた調査審議を行うことができることとなるよう、配慮されなければならない。

3 政策委員会の委員は、非常勤とする。

第三十四条 政策委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 政策委員会は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

第三十五条 前二条に定めるもののほか、政策委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(都道府県等における合議制の機関)

第三十六条 都道府県（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）を含む。以下同じ。）に、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置く。

一 都道府県障害者計画に関し、第十一条第五項（同条第九項において準用する場合を含む。）に規定する事項を処理すること。

二 当該都道府県における障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項を調査審議し、及びその施策の実施状況を監視すること。

三 当該都道府県における障害者に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項を調査審議すること。

2 前項の合議制の機関の委員の構成については、当該機関が様々な障害者の意見を聴き障害者の実情を踏まえた調査審議を行うことができることとなるよう、配慮されなければならない。

3 前項に定めるもののほか、第一項の合議制の機関の組織及び運営に関し必要な事項は、条例で定める。

4 市町村（指定都市を除く。）は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くことができる。

一 市町村障害者計画に関し、第十一条第六項（同条第九項において準用する場合を含む。）に規定する事項を処理すること。

- 二 当該市町村における障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項を調査審議し、及びその施策の実施状況を監視すること。
- 三 当該市町村における障害者に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項を調査審議すること。
- 5 第二項及び第三項の規定は、前項の規定により合議制の機関が置かれた場合に準用する。

附 則 抄

(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五八年一二月二日法律第八〇号) 抄

(施行期日)

- 1 この法律は、総務庁設置法(昭和五十八年法律第七十九号)の施行の日から施行する。

(経過措置)

- 5 従前の総理府又は行政管理庁の審議会等で、次の表の上欄に掲げるもの及びその会長、委員その他の職員は、それぞれ下欄に掲げる行政機関の相当の機関及び職員となり、同一性をもって存続するものとする。

公務員制度審議会/恩給審査会/地域改善対策協議会/青少年問題審議会/統計審議会	総務庁
国民生活安定審議会	経済企画庁
放射線審議会	科学技術庁
海外移住審議会	外務省
中央心身障害者対策協議会	厚生省
農政審議会/沿岸漁業等振興審議会/林政審議会	農林水産省
中小企業政策審議会	通商産業省
観光政策審議会	運輸省
雇用審議会	労働省

- 6 この法律に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定めることができる。

附 則 (昭和六一年一二月四日法律第九三号) 抄

(施行期日)

- 第一条 この法律は、昭和六十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成五年一二月三日法律第九四号) 抄

(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、目次の改正規定(「心身障害者対策協議会」を「障害者施策推進協議会」に改める部分に限る。)、第七条の次に一条を加える改正規定、第四章の章名の改正規定、第二十七条の前の見出し並びに同条第一項及び第二項の改正規定、第二十八条第二項及び第四項の改正規定、第三十条の改正規定並びに次項から附則第四項までの規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)

- 2 第七条の次に一条を加える改正規定の施行の際現に策定されている障害者のための施策に関する国の基本的な計画であって、障害者の福祉に関する施策及び障害の予防に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るためのものは、その法律による改正後の障害者基本法の規定により策定された障害者基本計画とみなす。

附 則 (平成一〇年九月二八日法律第一一〇号)

この法律は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則 (平成十一年七月一六日法律第八七号) 抄

(施行期日)

- 第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。

(検討)

- 第二百五十条 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

- 第二百五十一条 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

- 第二百五十二条 政府は、医療保険制度、年金制度等の改革に伴い、社会保険の事務処理の体制、これに従事する職員の在り方等について、被保険者等の利便性の確保、事務処理の効率化等の視点に立って、検討し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 (平成十一年七月一六日法律第一〇二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日
(職員の身分引継ぎ)

第三条 この法律の施行の際現に従前の総理府、法務省、外務省、大蔵省、文部省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省、郵政省、労働省、建設省又は自治省（以下この条において「従前の府省」という。）の職員（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第八条の審議会等の会長又は委員長及び委員、中央防災会議の委員、日本工業標準調査会の会長及び委員並びにこれらに類する者として政令で定めるものを除く。）である者は、別に辞令を発せられない限り、同一の勤務条件をもって、この法律の施行後の内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省若しくは環境省（以下この条において「新府省」という。）又はこれに置かれる部局若しくは機関のうち、この法律の施行の際現に当該職員が属する従前の府省又はこれに置かれる部局若しくは機関の相当の新府省又はこれに置かれる部局若しくは機関として政令で定めるものの相当の職員となるものとする。

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 （平成十一年一月二二日法律第一六〇号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則 （平成一四年五月二九日法律第五〇号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十四年十月一日から施行する。

附 則 （平成一六年六月四日法律第八〇号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条及び次条（内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第三十七条第三項の表の改正規定に限る。）の規定は公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から、第三条の規定は平成十九年四月一日から施行する。

(検討)

第三条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後の規定の実施状況、障害者を取り巻く社会経済情勢の変化等を勘案し、障害者に関する施策の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 （平成二三年五月二日法律第三五号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 （平成二三年八月五日法律第九〇号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条並びに附則第四条、第五条（同条の表第三号及び第四号に係る部分に限る。）、第八条第二項及び第九条（内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第三十七条第二項の表の改正規定に係る部分に限る。）の規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

(検討)

第二条 国は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律による改正後の障害者基本法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 国は、障害者が地域社会において必要な支援を受けながら自立した生活を営むことができるようにするため、障害に応じた施策の実施状況を踏まえ、地域における保健、医療及び福祉の相互の有機的連携の確保その他の障害者に対する支援体制の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(調整規定)

第八条 地方自治法改正法の施行の日がこの法律の施行の前日である場合には、前二条の規定は、適用しない。

2 地方自治法改正法の施行の日が附則第一条第一号に掲げる規定の施行の前日である場合（前項に規定する場合を除く。）には、前条の規定は、適用しない。

附 則 （平成二五年六月二六日法律第六五号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十五号）

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）の基本的な理念にのっとり、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

二 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

三 行政機関等 国の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体（地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第三章の規定の適用を受ける地方公共団体の経営する企業を除く。第七号、第十条及び附則第四条第一項において同じ。）及び地方独立行政法人をいう。

四 国の行政機関 次に掲げる機関をいう。

イ 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる機関

ロ 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関（これらの機関のうちニの政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。）

ハ 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第三条第二項に規定する機関（ホの政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。）

ニ 内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十六条第二項の機関並びに内閣府設置法第四十条及び第五十六条（宮内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。）の特別の機関で、政令で定めるもの

ホ 国家行政組織法第八条の二の施設等機関及び同法第八条の三の特別の機関で、政令で定めるもの

ヘ 会計検査院

五 独立行政法人等 次に掲げる法人をいう。

イ 独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。ロにおいて同じ。）

ロ 法律により直接に設立された法人、特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人（独立行政法人を除く。）又は特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政庁の認可を要する法人のうち、政令で定めるもの

六 地方独立行政法人 地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人（同法第二十一条第三号に掲げる業務を行うものを除く。）をいう。

七 事業者 商業その他の事業を行う者（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）をいう。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国及び地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

（国民の責務）

第四条 国民は、第一条に規定する社会を実現する上で障害を理由とする差別の解消が重要であることに鑑み、障害を理由とする差別の解消の推進に寄与するよう努めなければならない。

（社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮に関する環境の整備）

第五条 行政機関等及び事業者は、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない。

第二章 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針

第六条 政府は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

- 2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する基本的な方向
 - 二 行政機関等が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項
 - 三 事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項
 - 四 その他障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する重要事項
- 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成しようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、障害者政策委員会の意見を聴かななければならない。
- 5 内閣総理大臣は、第三項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
- 6 前三項の規定は、基本方針の変更について準用する。

第三章 行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置

(行政機関等における障害を理由とする差別の禁止)

第七条 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

(事業者における障害を理由とする差別の禁止)

第八条 事業者は、その事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするように努めなければならない。

(国等職員対応要領)

第九条 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、基本方針に即して、第七条に規定する事項に関し、当該国の行政機関及び独立行政法人等の職員が適切に対応するために必要な要領（以下この条及び附則第三条において「国等職員対応要領」という。）を定めるものとする。

2 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、国等職員対応要領を定めようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

3 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、国等職員対応要領を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 前二項の規定は、国等職員対応要領の変更について準用する。

(地方公共団体等職員対応要領)

第十条 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、基本方針に即して、第七条に規定する事項に関し、当該地方公共団体の機関及び地方独立行政法人の職員が適切に対応するために必要な要領（以下この条及び附則第四条において「地方公共団体等職員対応要領」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、地方公共団体等職員対応要領を定めようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずよう努めなければならない。

3 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、地方公共団体等職員対応要領を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

4 国は、地方公共団体の機関及び地方独立行政法人による地方公共団体等職員対応要領の作成に協力しなければならない。

5 前三項の規定は、地方公共団体等職員対応要領の変更について準用する。

(事業者のための対応指針)

第十一条 主務大臣は、基本方針に即して、第八条に規定する事項に関し、事業者が適切に対応するために必要な指針（以下「対応指針」という。）を定めるものとする。

2 第九条第二項から第四項までの規定は、対応指針について準用する。

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第十二条 主務大臣は、第八条の規定の施行に関し、特に必要があると認めるときは、対応指針に定める事項について、当該事業者に対し、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(事業主による措置に関する特例)

第十三条 行政機関等及び事業者が事業主としての立場で労働者に対して行う障害を理由とする差別を解消するための措置については、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）の定めるところによる。

第四章 障害を理由とする差別を解消するための支援措置

(相談及び紛争の防止等のための体制の整備)

第十四条 国及び地方公共団体は、障害者及びその家族その他の関係者からの障害を理由とする差別に関する相談に的確に応ずるとともに、障害を理由とする差別に関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう必要な体制の整備を図るものとする。

(啓発活動)

第十五条 国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消について国民の関心と理解を深めるとともに、特に、障害を理由とする差別の解消を妨げている諸要因の解消を図るため、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第十六条 国は、障害を理由とする差別を解消するための取組に資するよう、国内外における障害を理由とする差別及びその解消のための取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(障害者差別解消支援地域協議会)

第十七条 国及び地方公共団体の機関であって、医療、介護、教育その他の障害者の自立と社会参加に関連する分野の事務に従事するもの（以下この項及び次条第二項において「関係機関」という。）は、当該地方公共団体の区域において関係機関が行う障害を理由とする差別に関する相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、関係機関により構成される障害者差別解消支援地域協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 前項の規定により協議会を組織する国及び地方公共団体の機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。一 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他の団体 二 学識経験者 三 その他当該国及び地方公共団体の機関が必要と認める者

(協議会の事務等)

第十八条 協議会は、前条第一項の目的を達するため、必要な情報を交換するとともに、障害者からの相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組に関する協議を行うものとする。

2 関係機関及び前条第二項の構成員（次項において「構成機関等」という。）は、前項の協議の結果に基づき、当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を行うものとする。

3 協議会は、第一項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるとき、又は構成機関等が行う相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組に関し他の構成機関等から要請があった場合において必要があると認めるときは、構成機関等に対し、相談を行った障害者及び差別に係る事案に関する情報の提供、意見の表明その他の必要な協力を求めることができる。

4 協議会の庶務は、協議会を構成する地方公共団体において処理する。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第十九条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十条 前三条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

(主務大臣)

第二十一条 この法律における主務大臣は、対応指針の対象となる事業者の事業を所管する大臣又は国家公安委員会とする。

(地方公共団体が処理する事務)

第二十二条 第十二条に規定する主務大臣の権限に属する事務は、政令で定めるところにより、地方公共団体の長その他の執行機関が行うこととすることができる。

(権限の委任)

第二十三条 この法律の規定により主務大臣の権限に属する事項は、政令で定めるところにより、その所属の職員に委任することができる。

(政令への委任)

第二十四条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第二十五条 第十九条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第二十六条 第十二条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次条から附則第六条までの規定は、公布の日から施行する。

(基本方針に関する経過措置)

第二条 政府は、この法律の施行前においても、第六条の規定の例により、基本方針を定めることができる。この場合において、内閣総理大臣は、この法律の施行前においても、同条の規定の例により、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた基本方針は、この法律の施行の日において第六条の規定により定められたものとみなす。

(国等職員対応要領に関する経過措置)

第三条 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、この法律の施行前においても、第九条の規定の例により、国等職員対応要領を定め、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた国等職員対応要領は、この法律の施行の日において第九条の規定により定められたものとみなす。

(地方公共団体等職員対応要領に関する経過措置)

第四条 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、この法律の施行前においても、第十条の規定の例により、地方公共団体等職員対応要領を定め、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた地方公共団体等職員対応要領は、この法律の施行の日において第十条の規定により定められたものとみなす。

(対応指針に関する経過措置)

第五条 主務大臣は、この法律の施行前においても、第十一条の規定の例により、対応指針を定め、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた対応指針は、この法律の施行の日において第十一条の規定により定められたものとみなす。

(政令への委任)

第六条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第七条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、第八条第二項に規定する社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮の在り方その他この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に応じて所要の見直しを行うものとする。

(障害者基本法の一部改正)

第八条 障害者基本法の一部を次のように改正する。第三十二条第二項に次の一号を加える。四 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十五号）の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。

(内閣府設置法の一部改正)

第九条 内閣府設置法の一部を次のように改正する。第四条第三項第四十四号の次に次の一号を加える。四十四の二 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十五号）第六条第一項に規定するものをいう。）の作成及び推進に関すること。

日本国憲法(抜粋)

第十一条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。

第十三条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第十四条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

2 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

3 栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受けるものの一代に限り、その効力を有する。

第二十五条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

条例ができた地方自治体

- 茨城県** 障害のある人もない人も共に歩み幸せに暮らすための茨城県づくり条例
議員提出による政策条例、2014年3月20日採決、2015年4月1日から施行
- 京都府** 京都府障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らしやすい社会づくり条例
2015年4月1日から施行（第1章、第3章、第4章、附則第3項の規定は2014年4月1日から施行）
- 鹿児島県** 障害のある人もない人も共に生きる鹿児島づくり条例
2014年10月1日から施行（第19条第3項の規定は2016年4月1日から施行）
- 別府市** 別府市障害のある人もない人も安心して安全に暮らせる条例
2013年9月20日原案可決、9月30日公布、2014年4月1日から施行
- 松阪市** 松阪市手と手でハートをつなぐ手話条例
2014年3月12日提出、2014年4月1日から施行
- 新得町** 新得町手話に関する基本条例
2014年3月7日公布条例第1号、2014年4月1日から施行
- 石狩市** 石狩市手話に関する基本条例
2013年12月19日石狩市条例第36号、2014年4月1日施行
- 沖縄県** 沖縄県障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくり条例
2013年10月11日の県議会本会議で原案可、2013年10月29日公布、2014年4月1日施行
- 鳥取県** 鳥取県手話言語条例
2013年10月11日施行
- 長崎県** 障害のある人もない人も共に生きる平和な長崎県づくり条例
2013年5月31日公布、2014年4月1日より施行
- 八王子市** 障害のある人もない人も共に安心して暮らせる八王子づくり条例
2011年12月15日、八王子市条例第24号として成立。2012年4月1日より施行。
- 熊本県** 障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例
2011年7月1日、熊本県条例第32号として成立。2012年4月1日より施行。
- さいたま市** 誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例
2011年3月4日、さいたま市条例第6号として成立。
2011年4月1日より施行。第10条から第14条までの規定は2012年4月1日から施行。
- 岩手県** 障がいのある人もない人も共に学び共に生きる岩手県づくり条例
2010年12月14日、岩手県条例第59号として成立。2011年7月1日より施行。
- 北海道** 北海道障がい者及び障がい児の権利擁護並びに障がい者及び障がい児が暮らしやすい地域づくりの推進に関する条例
2009年3月27日、全会一致で成立。施行は、第1章、第2章及び第9章は2009年3月31日、その他は「規則で定める日」。
- 千葉県** 障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例
2006年10月制定、2007年7月施行。日本で初めての障害者差別禁止条例。

福岡市に障がい者差別禁止条例をつくる会

福岡市在住の障がいのある人々の差別体験アンケート最終報告書

発行日 2015年3月5日

発行 福岡市に障がい者差別禁止条例をつくる会

福岡市中央区荒戸3丁目3-39 福岡市市民福祉プラザ4F

電話 092-713-1353 Fax 092-713-1393